

# 常総市環境基本計画



2018年～2027年

常 総 市



## 計画の実現に向けて

私たちのまち常総市は、市内を流れる鬼怒川、小貝川また菅生沼などの豊かな自然に囲まれた美しいまちです。

しかしながら、平成27年9月関東・東北豪雨は、自然環境にも少なからず影響を与えました。

大きな自然災害に見舞われましたが、自然を敬い、自然と共存し、本市の美しい自然を守り、恵まれた環境を次世代へつなぐことが私たちの重要な責務と考えます。

また、地球温暖化など地球規模での環境問題も深刻化しております。地域環境はもとより地球環境という広い視野で自然環境と共存し、持続可能な社会の構築のため取り組みを展開していかなければなりません。

本市の環境の保全と創造に向けた環境行政を進める上での骨格をなし、長期的な目標と施策の方向を示すとともに、常総市環境基本条例に定める基本理念の実現を目指し、新たに『常総市環境基本計画』を策定いたしました。

今後は、計画の実現のため、市民や事業者の方々と絶えず連携・協力しながら、総合的・計画的な取り組みを進めてまいりたいと存じます。

結びに、常総市環境審議会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方のご尽力に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の実現になお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。



2018年3月

常総市長 神 達 岳 志



# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の対象期間	3
1-4	計画の対象とする環境	3
1-5	計画の対象主体	3
1-6	計画の対象地域	3

## 第2章 常総市が特に取り組むべき課題

2-1	自然環境	6
2-2	生活環境	7
2-3	快適環境	9
2-4	地球環境	10
2-5	共通事項	12

## 第3章 計画の目標

3-1	常総市の環境保全・創造の基本理念	14
3-2	常総市が目指す環境像	14
3-3	環境目標	15

## 第4章 環境施策

4-1	各主体の役割	18
4-2	環境施策の体系	19
4-3	環境施策	20
[自然環境]	身近なみどりの保全と活用を進め、 自然と共生するまち	22
[生活環境]	活力にあふれ健やかに暮らせるまち	26
[快適環境]	にぎわいがあり自然と街並み（歴史）が 調和したまち	34
[地球環境]	一人ひとりが自主的に取り組む 地球環境にやさしいまち	37
[共通事項]	みんなで協力し、みんなで担うまちづくり	40

## 第5章 重点施策

[重点施策 1 / 自然環境]	耕作放棄地の抑制・解消・再生利用	44
[重点施策 2 / 生活環境]		
	3Rを通じた資源の有効活用と適切な廃棄物処理の徹底	46
[重点施策 3 / 快適環境]		
	美しいまちづくりに向けたマナー・モラルの向上	48
[重点施策 4 / 地球環境]	身近なことから始める	
	地球温暖化対策の取り組みの普及促進	50
[重点施策 5 / 共通事項]		
	地域が一丸となって環境保全に取り組む基盤づくり	52

## 第6章 計画の推進・進行管理

6-1	計画の推進体制	56
6-2	計画の進行管理	58
6-3	経済的課題への対応方策の検討	59

## 資料編

資料 1	常総市環境基本条例	資料 1
資料 2	計画の策定体制	資料 2
資料 3	計画の策定経過	資料 3
資料 4	環境に関する市民・事業所等の意識調査結果	資料 4
資料 5	用語解説	資料 5

※字句右肩の「\*」は、対象語句が用語解説へ掲載されていることを示します。

# 第1章

## 計画の基本的事項

---

---

1－1 計画策定の目的

1－2 計画の位置づけ

1－3 計画の対象期間

1－4 計画の対象とする環境

1－5 計画の対象主体

1－6 計画の対象地域

---

---

第1章では、計画策定の目的や計画の位置づけ、対象期間、対象とする環境、対象主体、対象地域など、本計画の前提となる基本的事項を整理しています。

# 第1章 計画の基本的事項

## 1-1 計画策定の目的

本市はさまざまな農産物を生産する農地をはじめ、市内を流れる鬼怒川・小貝川等の河川、菅生沼に代表される湖沼、平地林などが里地を形成し、生物の生息空間としての役割を担うだけでなく、美しい田園風景と潤いを与えています。

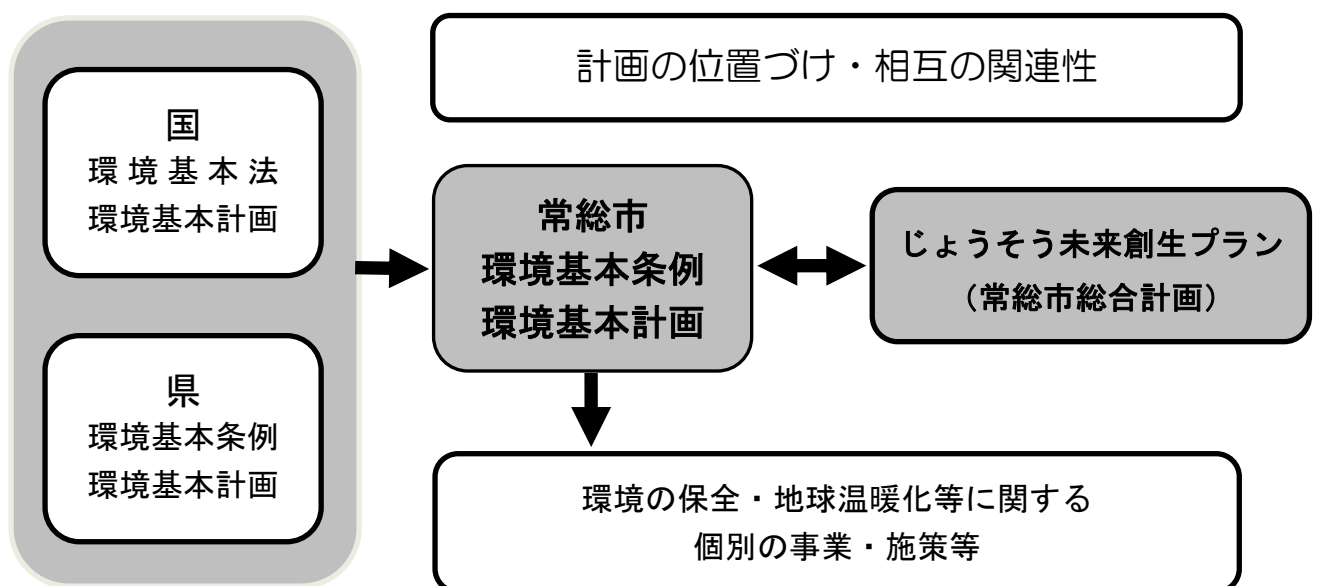
しかし、日常生活や事業活動の中で発生する大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題から、廃棄物や不法投棄問題、地球規模で発生する地球温暖化まで、さまざまな環境問題が顕在化しています。これらの問題の改善を図り、良好な環境を次世代に引き継いでいくためにも、市民一人ひとりが環境の大切さを深く理解し日常生活の在り方を見直し、真剣に取り組むことが重要です。

本計画は本市の環境の保全と創造に向けた環境行政を進める上での骨格をなし、長期的な目標と施策の方向を示すとともに、常総市環境基本条例で定める基本理念の実現を目的としています。

## 1-2 計画の位置づけ

本市における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

- 環境面において本市の最も基本となる計画であり、「じょうそう未来創生プラン」(常総市総合計画)を環境面から具現化するための指針とするもの。
- 「常総市環境基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施するための指針とするもの。





### 1-3 計画の対象期間

本計画は2018年度から2027年度までの10年間を計画期間とし、2022年度を中間年とします。

なお、本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 1-4 計画の対象とする環境

本計画の対象となる環境の範囲は、おおむね以下のとおりです。

自然環境	私たちの身の回りに存在する空気や土、水など、生物の生存基盤となる環境。
生活環境	私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境。
快適環境	生活空間の中の緑、音、かおり、親水空間など、ふれあいの中で快適と感じる環境。
地球環境	地球温暖化など、地球規模で変化・進行する環境。

### 1-5 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民・事業者・滞在者<sup>\*</sup>及び市とします。

<sup>\*</sup>滞在者：出張、観光・レクリエーション等による市内の一時滞在者および通過者を指す。

### 1-6 計画の対象地域

本計画は市内全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域な対応をすることが望ましい事項については、周辺地域や茨城県、国および地球全域も視野に入れた計画とします。



## 第2章

### 常総市が特に取り組むべき課題

---

---

2-1 自然環境

2-2 生活環境

2-3 快適環境

2-4 地球環境

2-5 共通事項

---

---

第2章では、本計画を策定する背景として、基礎調査において把握した本市の環境の特徴を踏まえ、取り組むべき課題について分析し整理しています。

## 第2章 常総市が特に取り組むべき課題

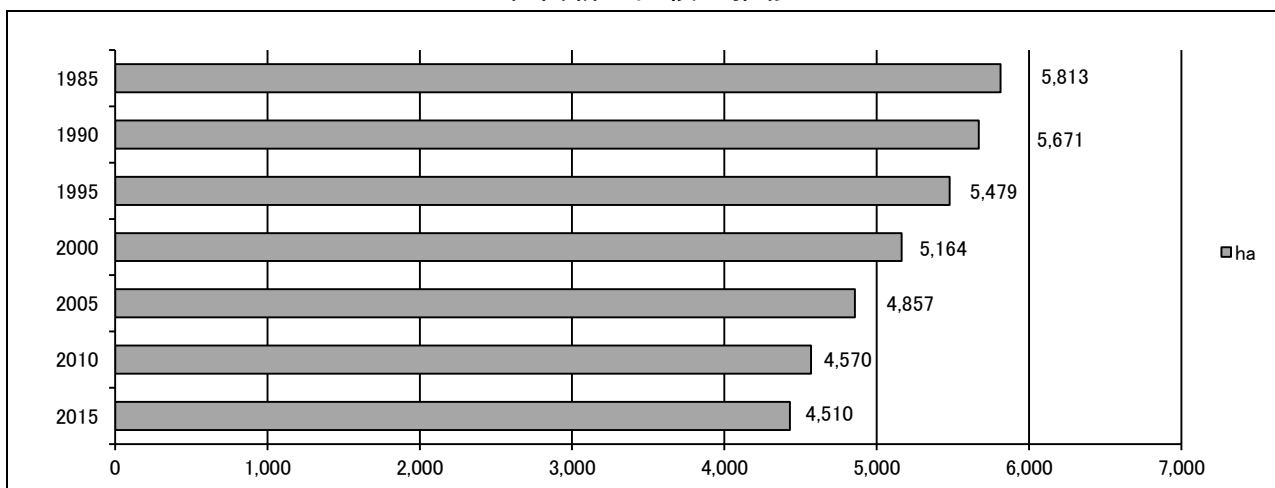
### 2-1 自然環境

#### 課題①：耕作放棄地の抑制・解消と優良農地の確保

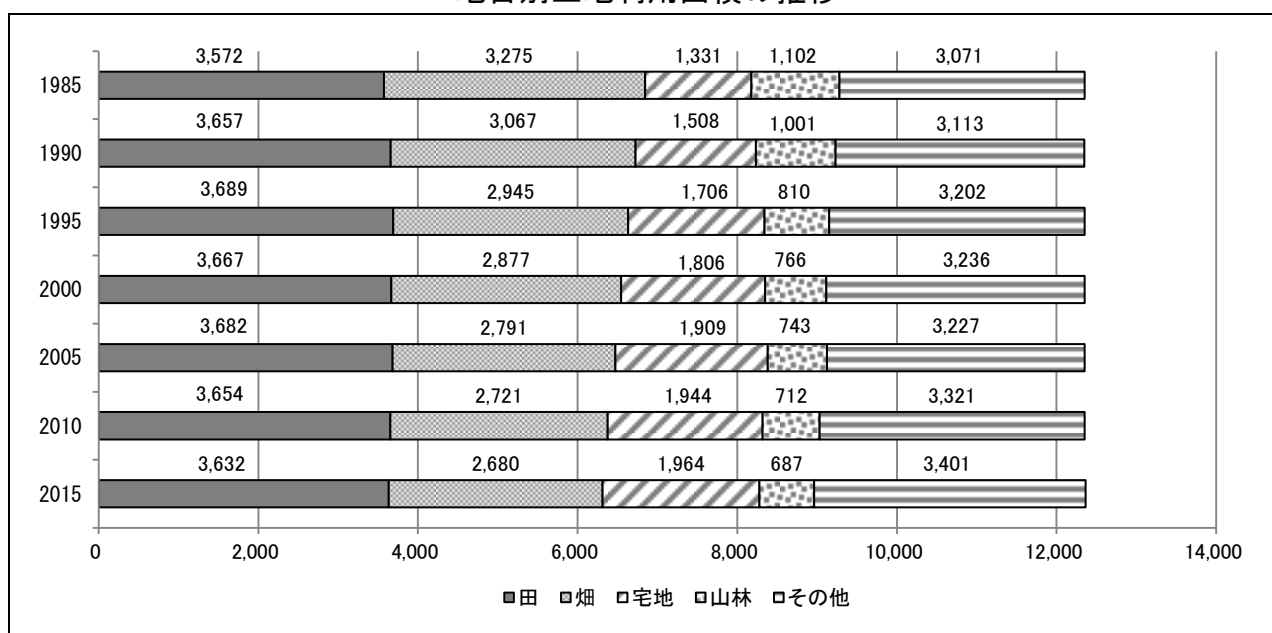
本市は肥沃な土壌と豊富な水に恵まれ、米をはじめとして、白菜やスイカ、メロン、ホウレンソウ、ネギ、キュウリなど多彩な農作物を生産し、首都圏の生鮮野菜の供給基地としての役割を担っています。

しかし、後継者不足による農家人口の減少や、農業者の高齢化などにより耕作放棄地が増加すると懸念されます。担い手の育成や営農支援とともに、耕作放棄地を解消し優良農地を確保・保全することが求められます。

経営耕地面積の推移



地目別土地利用面積の推移



## 課題②：野生生物の適切な管理

本市と坂東市の境にある菅生沼は、県指定の「自然環境保全地域」であり、全国的にも貴重な湿原です。菅生沼周辺は、生息する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している区域として、保全が図られています。

また、大生郷天満宮周辺も良好な自然環境が保全されており、「緑地環境保全地域」として県より指定されています。

水海道淵頭の小貝川河川敷・鬼怒川十一面山なども、絶滅が危惧される貴重な植物や生態的に貴重な植物の生息地となっています。

しかしその一方で、特定外来生物\*に指定されているウシガエルやアライグマ、オオキンケイギクをはじめとする外来種も確認されています。

2010年に名古屋市で開催されたCOP10（国連地球生きもの会議）をきっかけとして、近年、生物多様性\*の保全に対する取り組み機運が高まっています。

常総市の自然は、人や農業とのかかわりの中で保護・保全されてきました。これからは人の手を借りなければ、消失してしまうものです。野生生物の保護・保全に取り組むとともに、外来種の生息拡大防止などに努めていくことが求められます。

## 2-2 生活環境

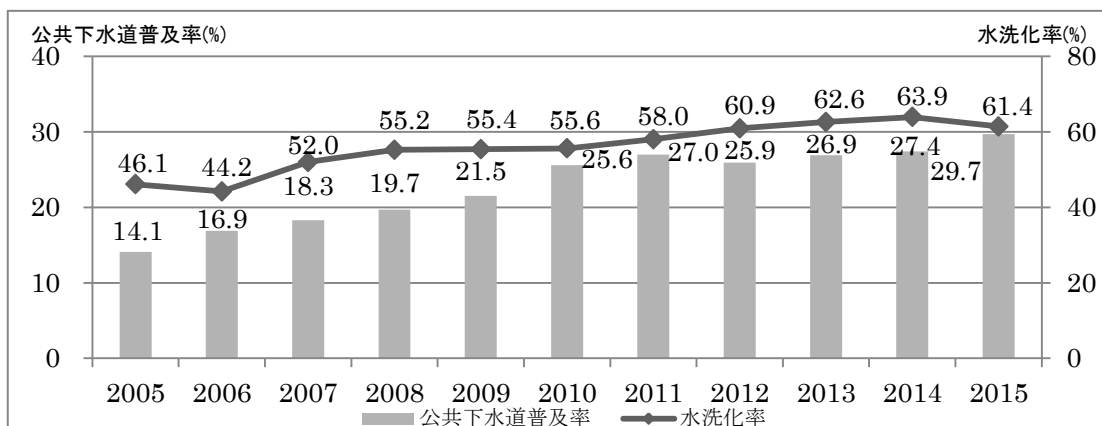
### 課題①：生活排水処理施設の計画的な整備

本市の生活排水処理の現状については、農村地域の混在化・兼業化、生活様式の変化により、家庭からの生活雑排水量が増加しています。さらに、し尿・生活雑排水処理施設整備の遅れから、農業用水の水質が悪化する事態を招いています。

本市における公共下水道処理の人口普及率は2015年度末において29.7%と県平均の60.8%よりも低く、汚水処理の人口普及率についても2015年度末において78.8%と県平均の82.6%より低いのが現状です。

早急な生活排水処理施設の整備に向けて、財政的な負担や整備の効率性・実効性を勘案し、下水道（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など）計画の見直しを含めた、更なる整備の推進が求められます。

公共下水道処理人口普及率及び水洗化率の推移

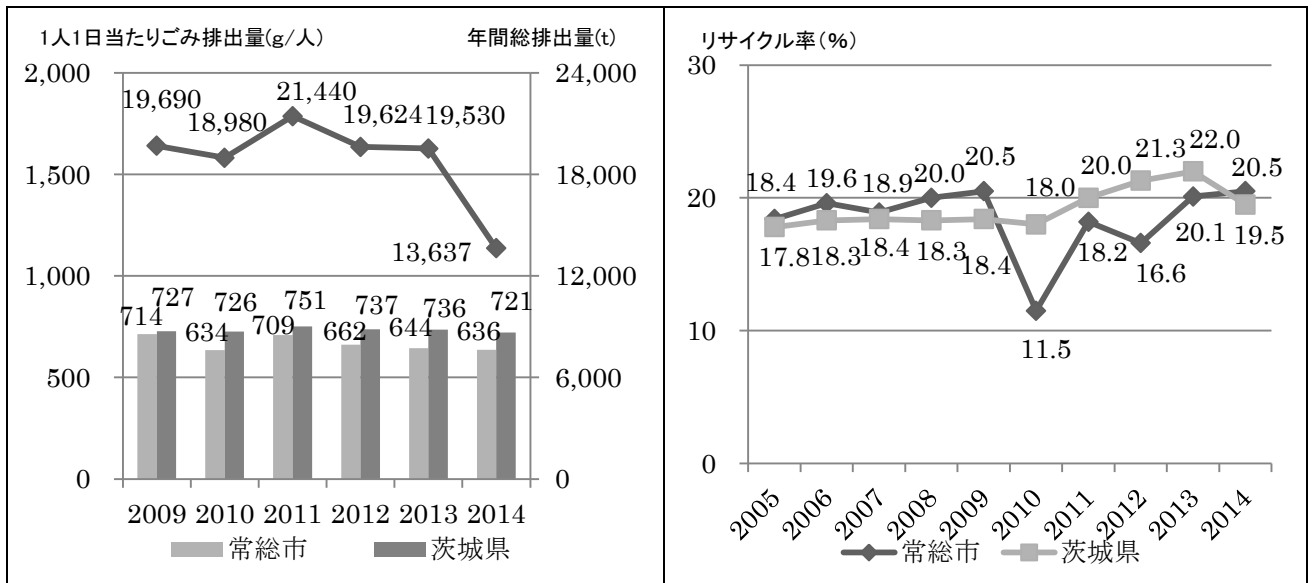


## 課題②：各主体が一丸となった3Rの推進

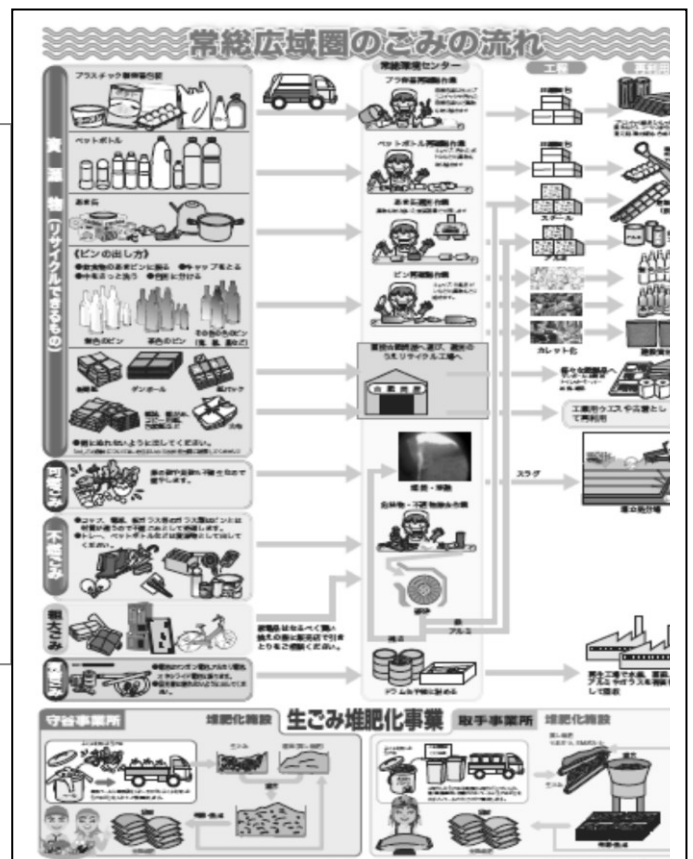
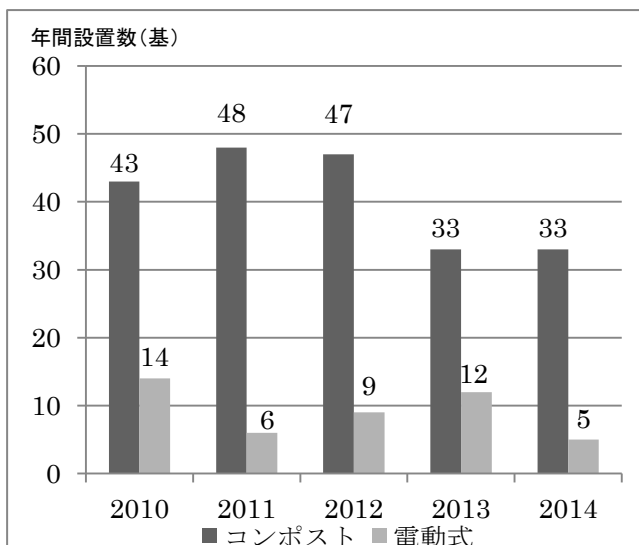
2014年度の本市における一般家庭から排出される生活系ごみ1人1日あたりの排出量は、636gと茨城県の平均721gを下回っております。また、市民アンケートでの「ごみの分別ルールをしっかりと守っている」との質問に対して常に実行しているとの回答が87.4%と高い数値を示しています。

一方、リサイクル率については、2014年度において19.5%と茨城県内の平均値20.5%を下回っています。今後も市民・事業者・滞在者・市が一丸となって3R\*に取り組み、ごみの減量を図るとともに、限りある資源の再使用や再生利用を促進することが求められます。

### ごみ排出量及びリサイクル率の推移



### 生ごみ処理容器等購入費補助金 交付件数の推移



## 2-3 快適環境

### 課題①：親しみと安らぎのある河川の保全

本市は鬼怒川・小貝川をはじめとする河川が市内を流れ、生活に潤いを与えています。水質は概ね環境基準を達成しており、サケをはじめさまざまな生物が生息しています。

市の西部坂東市との境には、冬季にはコハクチョウの飛来する菅生沼があります。

また、菅生沼と水海道淵頭の小貝川河川敷は、「～将来に残したい『自然・風景・人』のつながり～関東・水と緑のネットワーク拠点百選」として、選定されています。

しかし、地域によっては水辺環境に対して「河川や池の周辺がごみで汚れている」、「水に親しむ環境が整備されていない」などの不満が示されています。

豊かな水に育まれた本市の自然環境を象徴するシンボルとして、市民との協働によりごみのない美しい水辺環境を維持するほか、親しみやすい空間の整備など、今後もさらにこれらの湖沼・河川の積極的な保全に取り組むことが求められます。

### 課題②：野焼き防止に向けた実効性のある取り組みの推進

近年、ダイオキシン対策等によりごみの野外焼却が禁止されています。

落ち葉の焚火など一部例外規定もありますが、煙やにおいが近隣の迷惑になることがあり、野外焼却に関する苦情が寄せられています。

近隣に配慮したルールやマナーの徹底が重要です。

### 課題③：身近で安心・安全な公園の整備・維持管理の推進

県民1人あたり公園面積は9.50㎡/人<sup>\*1</sup>で全国の平均の10.30㎡/人<sup>\*1</sup>よりも少なく、本市では8.70㎡/人<sup>\*2</sup>とさらに下回っています。市民アンケートでは、「公共の広場・公園の充実度」に対して4割近くの市民が不満を示しています。

身近な公園の整備を進めるとともに、安心・安全で利用しやすい公園の維持管理に取り組む必要があります。

\*1 2015年度データ

\*2 2016年度データ

## 常総市の公園

公園の分類		箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	25	5.45
	近隣公園	3	5.42
	総合公園	1	12.00
	運動公園	1	11.30
	緩衝緑地	1	0.65
	都市緑地	9	1.09
都市公園以外の公園・緑地		31	20.03
合計		71	55.94

※2016年度データ

### 課題④：不法投棄防止に向けた実効性のある取り組みの推進

本市では、山林や空地・道路へのごみの不法投棄があとをたたず、市民から多くの通報や苦情が寄せられています。

市では、不法投棄の未然防止に向け、環境監視員制度に基づいて不法投棄監視のパトロールを行っています。また、空地の所有者に対して適正管理を呼びかけることで、抑制に努めています。

しかし、立て看板の設置等による啓発の取り組みだけでは抑止効果に限界があり、山林をはじめとする民有地における不法投棄が後を絶たない現状です。また、市外からの持ち込みと思われる投棄ごみも散見されるため、実効性を伴った防止対策が求められます。

## 2-4 地球環境

### 課題①：低炭素社会への対応を見据えた、公共交通の利用促進

本市は、関東鉄道常総線が市の東部を南北に走り、水海道駅・北水海道駅・中妻駅・三妻駅・南石下駅・石下駅・玉村駅の7つの駅があります。取手駅でJR常磐線、守谷駅でつくばエクスプレス、下館駅でJR水戸線・真岡鐵道真岡線に接続しており、首都圏や水戸・小山方面に向かう市民の移動手段となっています。

また、路線バスが6路線あるほか、茨城県警察運転免許センター行き的高速バスなども運行されています。

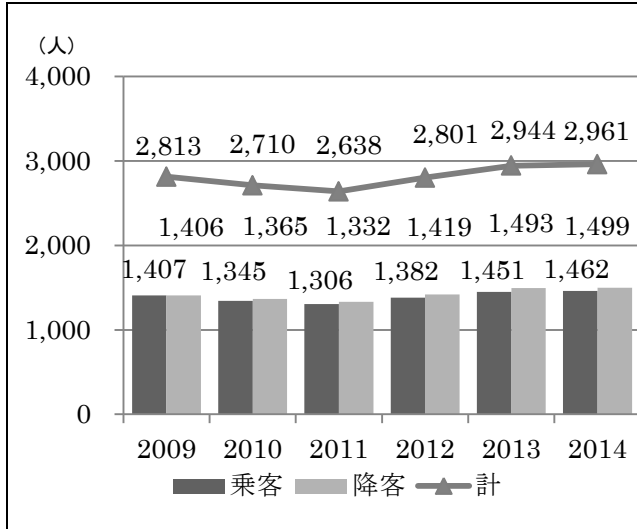
しかし「鉄道やバスなどの公共交通」に対する市民満足度は低く、公共交通の充実が求められています。また、本市の鉄道利用者数はここ数年微増状態の一方で、自動



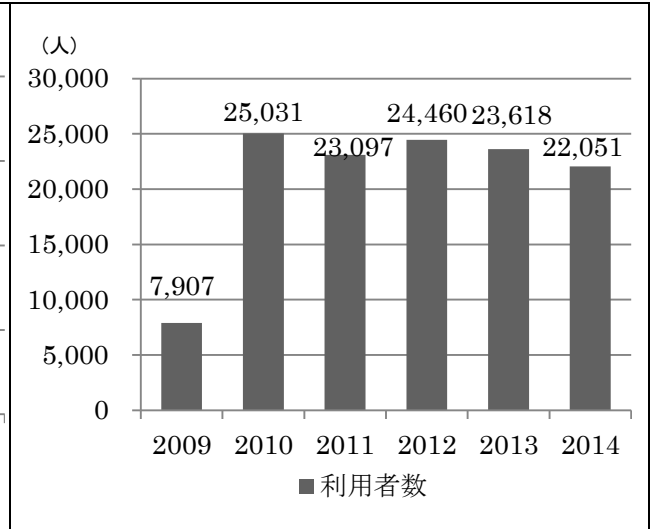
車保有台数は普通車より軽自動車へシフトし、増加の傾向にあります。

CO<sub>2</sub>の削減など環境に配慮し、交通弱者への交通手段の確保・充実をはじめ、市民のニーズに応えた新たな公共交通システムの検討を進めるなど、公共交通ネットワークの強化が求められます。

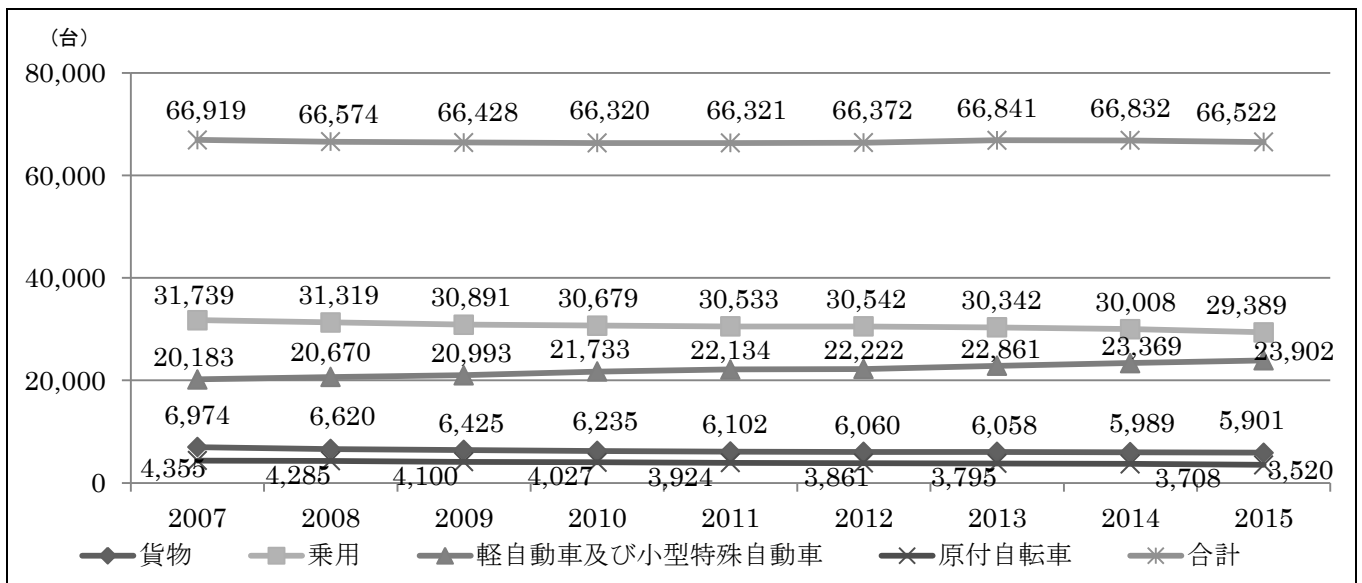
水海道駅の一日平均鉄道利用者数の推移



予約型乗合交通ふれあい号の利用者数の推移



自動車保有台数の推移



課題②：市民・事業者に向けた実効性のある温暖化対策の取り組み促進

市では、「常総市地球温暖化対策率先実行計画（じょうそうエコオフィスプラン）」を策定し、公共施設へ太陽光発電システムを導入するなど温暖化対策に率先的に取り組んでいます。また、地球温暖化防止キャンペーンなど、市民に対する温暖化防止の啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

しかし、「地球温暖化対策の実施」に対する取り組みは始まったばかりです。市民や事業者に対し、より主体的で実践的な温暖化防止対策の取り組み促進が求められます。

### 課題③：歩行・自転車環境の充実，歩きや自転車による観光の促進

本市は，全国的に評価の高い「常総きぬ川花火大会」をはじめ，「千姫まつり」，「石下祇園まつり」など毎年数多くの人でにぎわいます。

市では，歴史的建造物や街並みの散策をはじめ，歩いたり自転車に乗って楽しむ観光ルートを設定し，さらに市内協力事業所5ヵ所へ計12台の無料貸出自転車「ちゃまチャリ」を設置，市内観光サービスの向上に努めています。これらをさらに進め，本市全体において環境負荷の少ない移動手段の促進を目指し，観光と連携した安全・便利で楽しく歩ける・乗れる環境整備が求められます。

## 2-5 共通事項

### 課題①：積極的なコミュニティ活動を活かした，市民・事業者との協働を促進する仕組みづくり

本市では，地域コミュニティ活動や各種団体のボランティア活動などにより，環境美化活動が進められています。また，市民懇談会を開催し，市政運営への市民意見の反映に努めています。

市では，パートナーシップの形成に努め，各主体の役割を明確にし，市民・事業者の意見や提案を積極的に取り入れ，相互に協力した環境保全に取り組むための仕組みづくりが求められます。

### 課題②：市民や事業者の自主的な取り組みを促す仕組みづくり

本市における環境保全に関わる市民団体には，NPO環境保護の会，十一面山平地林保全整備促進協議会，里地・里山保全むくの木会などがあります。

市内の事業者については，ISO14001\*をはじめエコアクション21\*やエコステージ\*等の認証を受けるなど環境マネジメントシステム\*を取り入れ計画的な環境保全活動を実施しているほか，茨城県エコ・ショップ\*や茨城エコ事業所登録制度\*も活用しながら取り組んでいます。

一方で，事業者が環境保全活動に取り組むにあたって「コストがかかる」，「人材の不足」等が課題になっており，市に対して「環境に関する情報の収集，提供，相談窓口の設置」を求めています。

市民・事業者に対する啓発や研修，PR事業に加え，特に中小規模の事業者に対しては，これらの活動に対する継続性や意欲の向上，負担感の軽減などを勘案した活動支援の仕組みづくりが求められます。



茨城県エコ・ショップのロゴマーク

## 第3章

### 計画の目標

---

---

3-1 常総市の環境保全・創造の基本理念

3-2 常総市が目指す環境像

3-3 環境目標

---

---

第3章では、本計画の推進により実現を目指す市の環境イメージとして「目指すべき環境像」を定めています。

## 第3章 計画の目標

### 3-1 常総市の環境保全・創造の基本理念

常総市環境基本条例は、『恵み豊かな環境の保全及び安らぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造』に関する基本理念を以下のように定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとしします。

#### 常総市の環境保全・創造の基本理念

- 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、水と緑に恵まれた市の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行うものとする。
- 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進するものとする。

### 3-2 常総市が目指す環境像

市民、事業者、滞在者そして市が一体となり、環境の保全及び創造を実施するために、本市がこれからどのような環境を目指して取り組みを進めていくか、誰もがイメージを共有できる「目指す環境像」を定めました。

#### みんなで作る しあわせのまち じょうそう

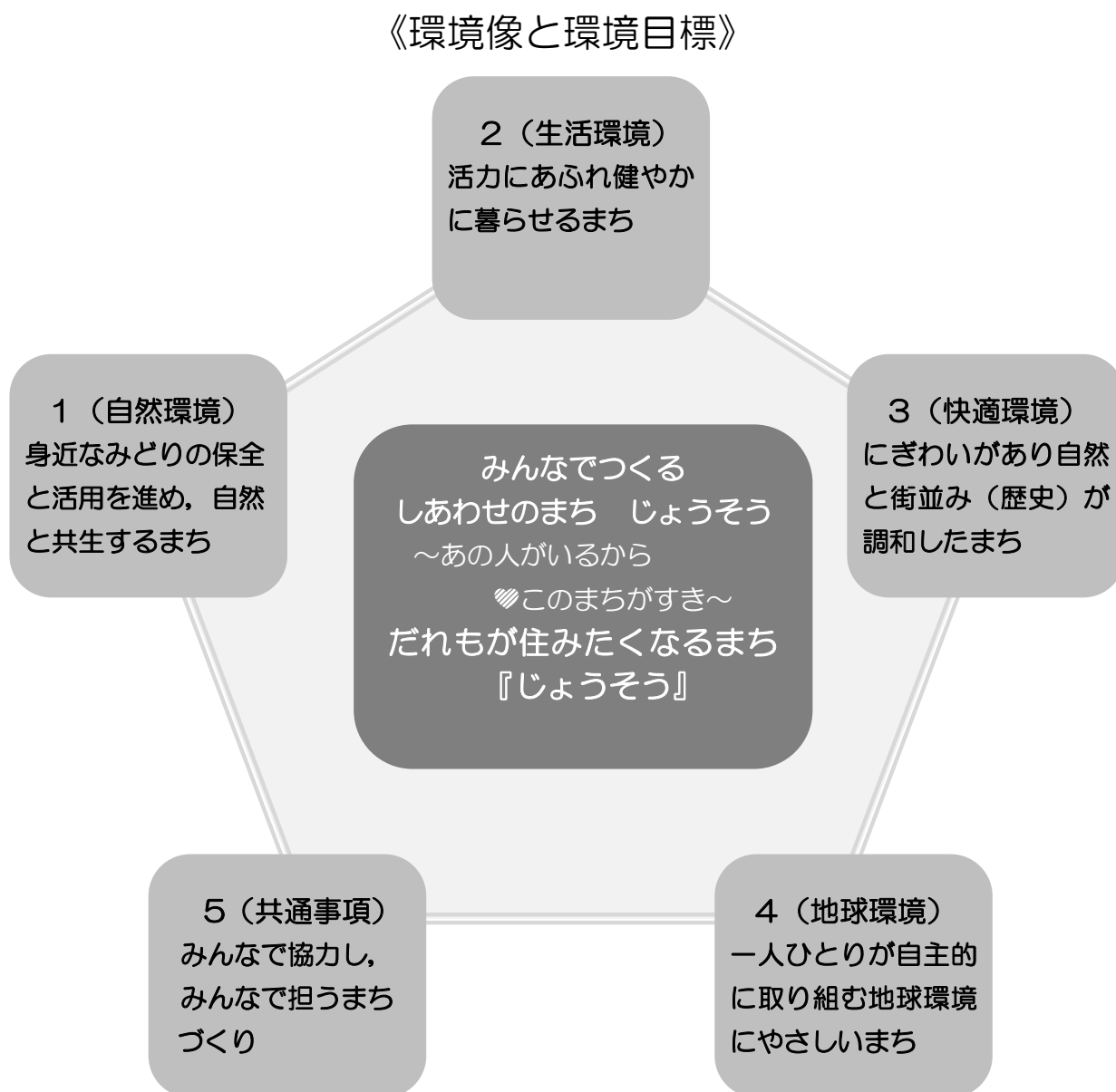
～あの人がいるからこのまちがすき～  
だれもが住みたくなるまち『じょうそう』

本市は、市中央を流れる鬼怒川によって東西に分けられます。東部地区は、市街地や水田、西部地区は水田、畑、平地林、工業団地が広がり、自然と人々の暮らしや産業が共生してきました。

このようなかけがえのないふるさと環境に対し、市民、事業者の一人ひとりが愛着と責任をもち、主体的に環境保全活動へ参加する意志を込めて、環境像を設定しました。

### 3-3 環境目標

目指す環境像を実現するために、環境分野ごとに環境目標を定めました。それぞれの環境目標の達成に向けて、施策を展開します。



### 環境目標1 自然環境：身近なみどりの保全と活用を進め、自然と共生するまち

本市はさまざまな農産物を生産する農地をはじめ、市内を流れる鬼怒川・小貝川等の河川、菅生沼に代表される湖沼、平地林などが里地を形成し、生物の生息空間としての役割を担うだけでなく、美しい田園風景と潤いを与えています。

農地・平地林の適切な管理や耕作放棄地の解消に取り組むとともに、野生生物とその生息空間の保全を通して、『身近なみどりの保全と活用を進め、自然と共生するまち』の実現を目指します。

### 環境目標2 生活環境：活力にあふれ健やかに暮らせるまち

生活排水や廃棄物、騒音などは、私たちの生活・事業活動に伴って発生し影響を及ぼし、水質汚濁や大気汚染など生活環境の悪化を招く恐れがあります。

生活排水の適切な処理やごみの減量、騒音・悪臭の発生防止等への取り組みを通して、『活力にあふれ健やかに暮らせるまち』の実現を目指します。

### 環境目標3 快適環境：にぎわいがあり自然と街並み（歴史）が調和したまち

私たちの生活の中には河川・水辺や公園、市街地の緑地など、生活空間におけるふれあいの中で、快適だと感じる環境が存在します。

公園の維持管理や身近な水辺の創出等による快適環境の整備に取り組むとともに、不法投棄の防止やポイ捨て禁止の徹底など、まちの美化の取り組みを促進し、『にぎわいがあり自然と街並み（歴史）が調和したまち』の実現を目指します。

### 環境目標4 地球環境：一人ひとりが自主的に取り組む地球環境にやさしいまち

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が発生しており、各国が一丸となった対策が求められています。しかし一方で、これらの環境問題は私たちの生活や事業活動に起因しており、一人ひとりの自覚と日々の取り組みが重要です。

家庭・事業所における取り組みを促進することで温室効果ガス\*の排出抑制を図り、『一人ひとりが自主的に取り組む地球環境にやさしいまち』の実現を目指します。

### 環境目標5 共通事項：みんなで協力し、みんなで担うまちづくり

本市の環境保全と創造に取り組むにあたり、市民や市内事業者一人ひとりが関心を持ち、自分自身の問題として捉え、自発的に取り組むことが必要不可欠です。

環境教育の充実や取り組み意欲の向上を図るとともに、情報提供や活動支援など、協働による環境保全活動を推進し、『みんなで協力し、みんなで担うまちづくり』の実現を目指します。

## 第4章

### 環境施策

---

---

#### 4-1 各主体の役割

#### 4-2 環境施策の体系

#### 4-3 環境施策

- [自然環境] 身近なみどりの保全と活用を進め、自然と共生するまち
  - [生活環境] 活力にあふれ健やかに暮らせるまち
  - [快適環境] にぎわいがあり自然と街並み（歴史）が調和したまち
  - [地球環境] 一人ひとりが自主的に取り組む地球環境にやさしいまち
  - [共通事項] みんなで協力し、みんなで担うまちづくり
- 
- 

第4章では、目指すべき環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する行政施策や各主体の取り組みを体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための環境指標を設定しています。

## 第4章 環境施策

### 4-1 各主体の役割

すべての主体（市民・事業者・滞在者・市）が、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に、本市の環境保全及び創造に取り組みます。

#### 【市民】

- 日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等その他環境への負荷の低減に努める。
- 環境の保全及び創造に自ら積極的に努める。
- 市や事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

#### 【事業者】

- 事業活動を行うにあたって、これに伴って生ずる公害を防止し、また自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努める。
- 事業活動において、環境への負荷の低減に資する原材料・役務等を利用するよう努めるとともに、事業活動に係る製品その他の物が使用・廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努める。
- 事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努める。
- 市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

#### 【滞在者】

- 観光その他の目的で本市に滞在する者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努める。

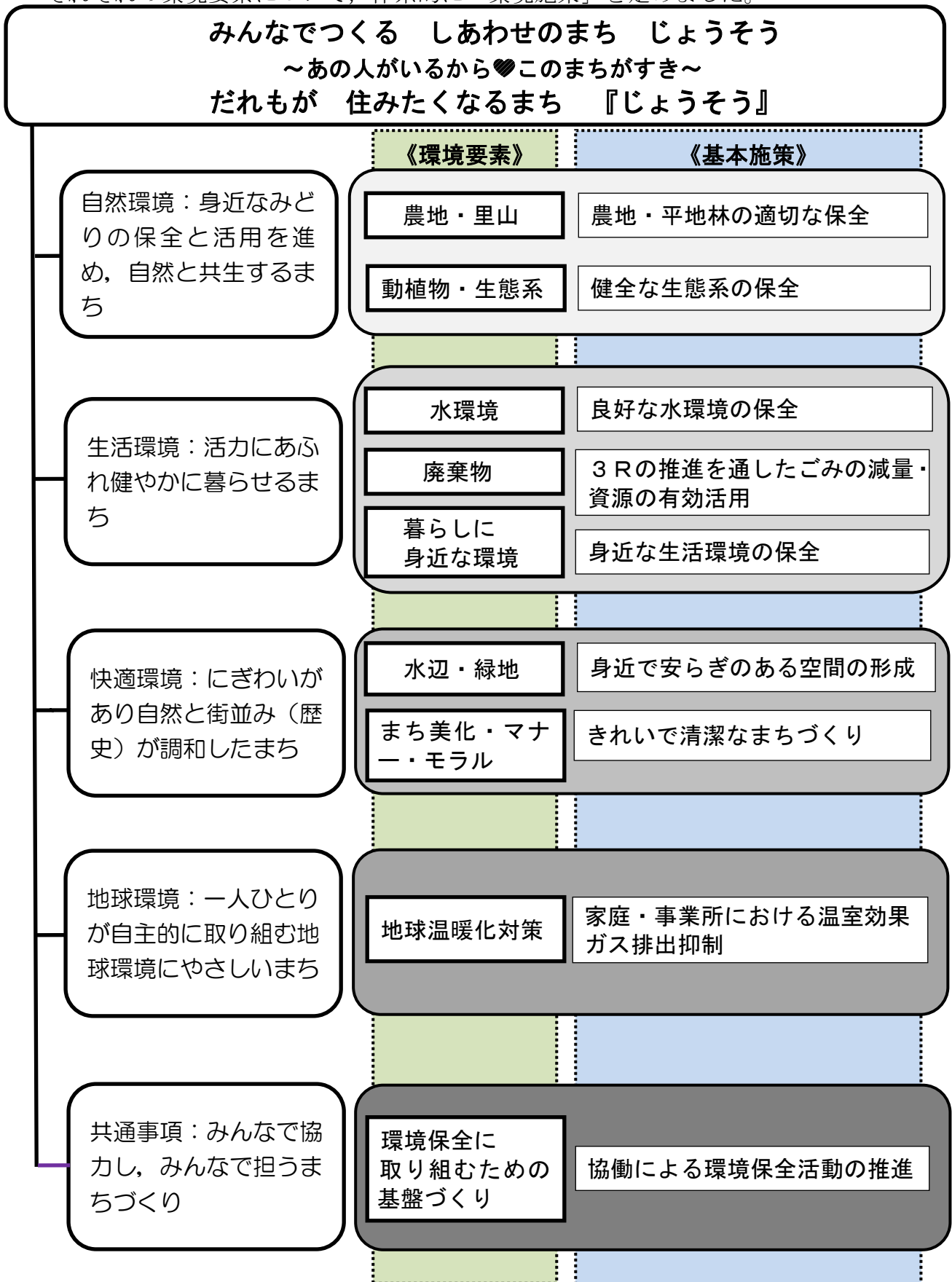
#### 【市】

- 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- 自ら行う事業の実施にあたっては、環境の保全及び創造に自ら積極的に努める。
- 所有権・財産権を尊重しつつ、公益との調整を図り、市民や事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。



## 4-2 環境施策の体系

「目指す環境像」の実現に向けた、環境保全及び創造に関する施策は以下の通りです。  
それぞれの環境要素について、体系的に「環境施策」を定めました。



### 4-3 環境施策

#### ○現状

既存文献資料による調査や、市民・事業者への環境に関する意識調査結果等により、本市の現状を整理しています。

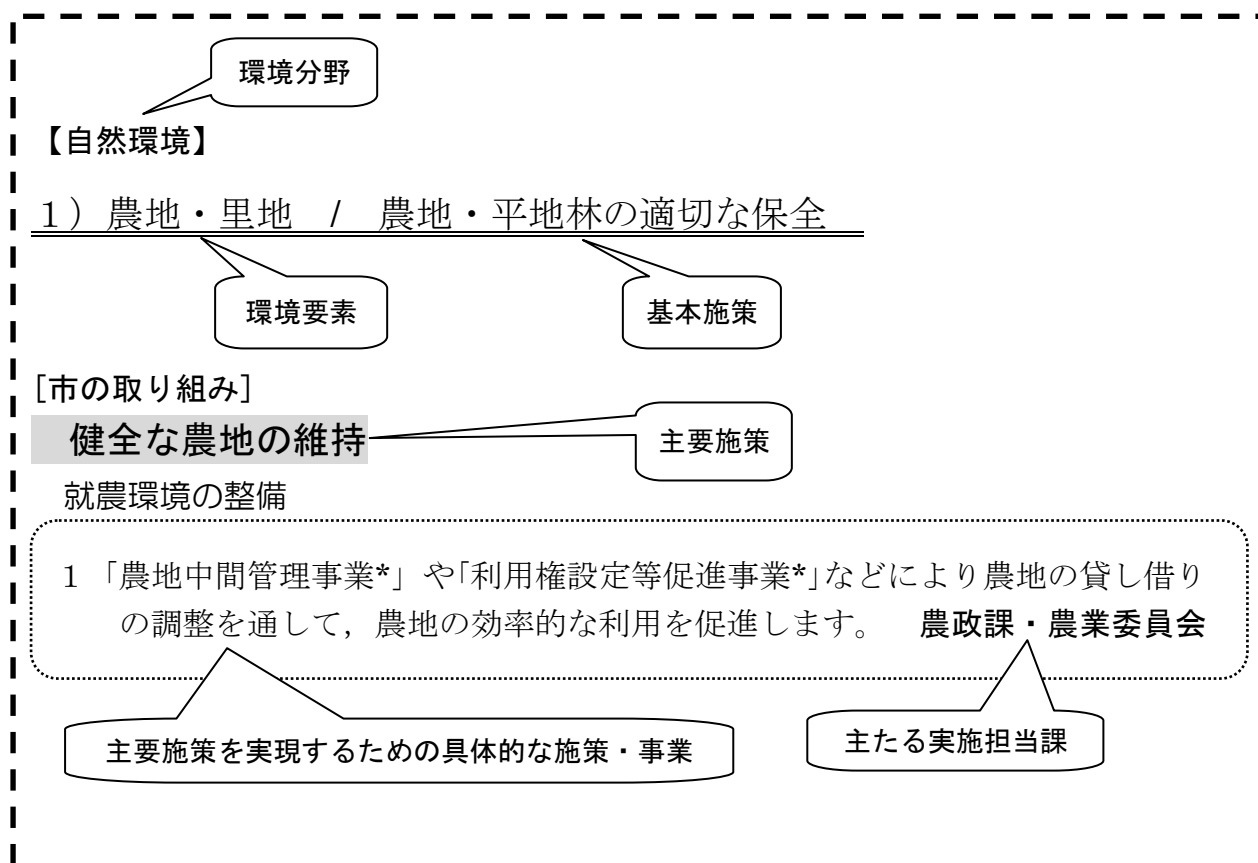
#### ○主な課題

本市の環境の現状を踏まえ、本市が取り組むべき課題を抽出し整理しています。

#### ○各主体の取り組み

主要施策を掲げ、これを実現する手段として、基本施策ごとに環境保全・創造に向けて市が行う取り組みを示します。

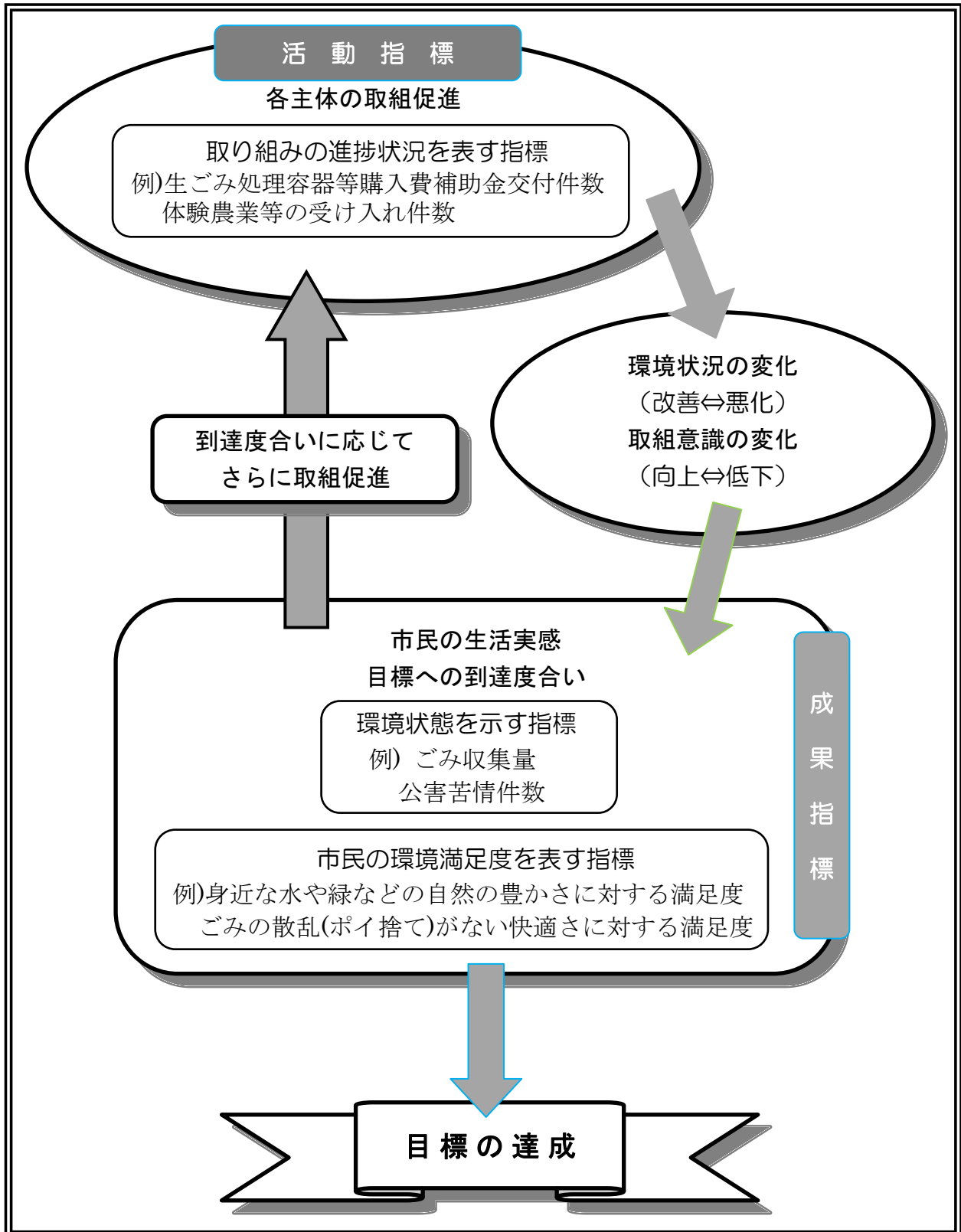
#### 《ページの見方》



## ○環境指標

計画策定後の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているかなどを継続的に点検・評価するために、定量的な環境指標を設定しました。

### 【指標の考え方】



## 【自然環境】身近なみどりの保全と活用を進め、自然と共生するまち

### 1) 農地・里山 / 農地・平地林の適切な保全

#### 【現状】

本市は茨城県の南西部，都心から55km圏内に位置し，農業に適した肥沃な土壌を基盤として，米や生鮮野菜，果実，畜産など多彩な都市近郊農業を営んでいます。

農地は食物の生産地であると同時に，平地林とともに野生生物の生息空間であり，本市の生活環境を形成する要素として大きな役割を担っています。

また，農地や平地林は里地の美しい田園風景を形成しており，身近な環境として市民から親しみやすさに対して高い満足度が示されています。

#### 【主な課題】

- ・耕作放棄地の抑制・解消・再生利用，優良農地の確保
- ・環境保全型農業の推進
- ・里山風景の保全

#### 【市の取り組み】

##### 健全な農地の維持

##### 就農環境の整備

- 1 「農地中間管理事業\*」や「利用権設定等促進事業\*」などにより農地の貸し借りの調整を通して，農地の効率的な利用を促進します。 **農政課・農業委員会**
- 2 「農業制度資金\*」や「補助事業」など農業に関わる支援策の案内を通して，経営支援を実施します。 **農政課**

##### 担い手の育成

- 3 「認定新規就農者」制度の活用や県が実施する「いばらき営農塾\*」への案内等を通して，新規就農者の育成を促進します。 **農政課**
- 4 「認定農業者\*向け補助事業」等を活用し，認定農業者の経営基盤の強化を推進します。 **農政課**
- 5 機械等の整備に対する助成を通して，農作業の共同化や農業機械の共同利用を進め，地域営農集団の育成を促進します。 **農政課**

##### 耕作放棄地の解消・再生利用

- 6 農地に関わる調査や耕作放棄地マップの作成など，耕作放棄地解消・再生利用に努めます。 **農業委員会**
- 7 荒廃農地等利用促進交付金事業により，耕作放棄地解消・再生利用に向けて，地権者と協力しながら具体的に取り組みます。 **農業委員会**

## 農地の保全

### 環境保全型農業の推進

- 8 農作物等の病虫害の適正防除や農薬の適正使用を通して、農薬の使用低減を促進します。 **農政課**
- 9 各地域の農地及び農業施設の維持・管理のための地域共同活動の支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。 **農政課**
- 10 「エコ農業茨城\*推進方針」に基づき、エコ農業茨城協定の締結及び地区認定制度への働きかけに努めます。 **農政課**
- 11 市内で営農する農家に対して、エコ農産物の認定取得を働きかけます。 **農政課**

### 地産地消の推進

- 12 直売所や学校、量販店、交流会等において地産地消の普及・促進に取り組みます。 **農政課**
- 13 市内の小中学生を対象とした食育指導の実施や、地産地消\*を取り入れた給食の提供を推進します。 **指導課・学校給食センター**

### 理解促進

- 14 農業体験や農産物加工体験などを通して、農業への理解促進に努めます。 **農政課**
- 15 市内の小中学生を対象とした農業体験の実施など、環境教育の一環として農業への理解促進に努めます。 **指導課**

## 平地林の適切な管理・保全

### 平地林の維持管理・活用

- 16 平地林の保全及び不法投棄の防止に向けた、地権者に対する平地林の適切な管理指導、意識啓発に努めます。 **生活環境課・農政課**
- 17 「常総市市民の森\*」として指定された平地林の所有者・管理者に維持管理の支援をします。 **生活環境課**

### [市民の取り組み]

- ・地域の農地や農業施設の維持・管理のための地域共同活動に参加しましょう。
- ・農業体験・自然観察会・平地林の保全活動に参加しましょう。
- ・「茨城県特別栽培農産物」など、減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業で生産した作物を選びましょう。
- ・地産地消や食育に積極的に取り組みましょう。

### [事業者の取り組み]

- ・地域で行われる自然観察会・平地林の保全活動に参加しましょう。
- ・営農していない農地については、放置せず関係機関に相談するなどし、耕作希望者へ提供しましょう。

- ・減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み，生産した農作物を「茨城県特別栽培農産物」など環境保全ブランドとして登録しましょう。
- ・農村交流に関心を持ち，農業体験などの受け入れを検討しましょう。
- ・飲食店では地産地消に協力し，地元の農産物を積極的に取り入れましょう。

### [環境指標]

指 標 (●：成果指標，○：活動指標)	単 位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●自然景観（田園風景）の美しさ	%	64.0	68.0	72.0
●経営耕地面積	ha	4,510	4,150	3,910
●耕作放棄地面積	ha	54.4	45.0	40.0
●平地林面積	ha	687	689	672
○認定農業者数	経営体	219	225	230
○農産物販売促進活動回数	回	6	8	10
○給食の主食残食率（ごはん）	%	14.5	13.5	12.5
○体験農業等の受け入れ件数 （水海道あすなろの里）	人	8,979	10,000	11,000

## 2) 動植物・生態系 / 健全な生態系の保全

### [現状]

本市では市の面積の56.6%を農地や平地林など，野生生物の生息空間となる自然的土地利用が占めています。

特に，菅生沼は，県指定の「自然環境保全地区」であり，全国でも貴重な湿原です。

毎年300羽を超えるコハクチョウが渡来するほか，絶滅の恐れがあるとされる野鳥34種が確認されるなど，渡り鳥のねぐら・採餌場として重要であることから「菅生沼鳥獣保護区菅生沼特別保護地区」に指定されています。

また一方で，市内において特定外来生物に指定されているウシガエルやアライグマ，植物ではオオキンケイギク，オオカワヂシャ，アレチウリ，オオフサモが確認されています。

### [主な課題]

- ・希少生物の保護・保全
- ・外来種の移入・拡大の防止及び有害鳥獣駆除の推進
- ・野生生物の生息空間の保全

## [市の取り組み]

### 野生生物の適切な管理

#### 野生生物の保全

- 1 在来種・希少生物の市内の生息状況の調査・観察及びその生息空間の管理に努めます。**生活環境課・農政課**
- 2 広報紙等を通じて、放し飼いや放流等の禁止などペットの適切な管理指導に努めます。**生活環境課**

#### 外来種の適切な管理

- 3 外来生物法に基づき、特定外来生物をはじめとする外来種が健全な生態系の維持に与える影響や、飼育の禁止など、外来種に対する情報提供を通じた、理解促進及び外来種の持ち込み等の禁止に関する指導に努めます。**生活環境課**
- 4 外来種の駆除及び相談窓口の設置を検討します。**生活環境課・農政課**

#### 生物多様性に関する理解促進

- 5 学校の授業や野外活動を通して、子供たちの生物多様性に対する理解促進・意識啓発に努めます。**生活環境課・指導課**
- 6 茨城県自然博物館と連携し、自然の森探検隊など、子供たちの生物多様性保全活動への参加を促進します。**生活環境課・指導課**

### 生物空間の保全

#### 生物の生息空間の連続性の形成

- 7 公共事業において、環境負荷の少ない工法の採用に努めます。**担当各課**
- 8 **【自然環境】 1) 農地・里山, 【快適環境】 1) 水辺・緑地**

## [市民の取り組み]

- ・市や市民団体、茨城県自然博物館などが実施する生物調査や、野生生物の保護・保全活動に協力し、次代の子供たちに常総市の自然遺産を残すため協力しましょう。
- ・外来種の持ち込みや飼育・栽培・放流・移植はしないようにしましょう。
- ・自然観察イベント等に参加し、自然環境への理解を深めましょう。

## [事業者の取り組み]

- ・事業を行う際には環境負荷の少ない工法を選択し、環境負荷を抑えるように努めましょう。
- ・工事等における資材調達に際して、外来種の持ち込みが無いよう注意しましょう。

## [環境指標]

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●野鳥や草花などの生き物とのふれあい	%	56.9	60.0	62.0
○市内の野生生物の生息状況調査	回	0	0	1

## 【生活環境】活力にあふれ健やかに暮らせるまち

### 1) 水環境 / 良好な水環境の保全

#### [現状]

本市には鬼怒川・小貝川のほか菅生沼などの湖沼が存在し、市民の生活に潤いを与えています。これら河川・湖沼においては、毎年水質検査を行い、定期的にモニタリングを行っており、おおむね環境基準を達成しております。

しかし、農村地域における農家・非農家の混在化や生活様式の変化等により、農業用水の水質が悪化する事態を招いており、現在、生活排水による水質汚濁防止が特に必要な地域として、県による生活排水対策重点地域の指定を受けています。

生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。また、設置推進のため、合併処理浄化槽を設置する方への補助金制度及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方に撤去の一部を補助する制度を設けています。

#### [主な課題]

- ・生活排水処理施設の計画的な整備
- ・日常生活・事業活動に伴う水質汚濁の軽減
- ・土壌の保全

#### [市の取り組み]

### 水質汚濁の防止

#### 河川や排水路の水質状況の把握

- 1 市内河川等の水質測定を定期的実施し実態を把握するとともに、環境年報を作成し公表します。 **生活環境課**

#### 適切な排水処理の推進

- 2 当市の公共下水道事業については、計画的に取り組み、処理区域の整備を推進します。 **下水道課**
- 3 浄化センターや管渠等の公共下水道施設の整備による、汚水の適正処理を推進します。 **下水道課**
- 4 公共下水道接続に関する普及促進PRチラシの配布や、未接続世帯に対する接続改修工事費用の助成等を通して、公共下水道への接続を促進します。 **下水道課**
- 5 公共下水道認可区域外及び農業集落排水事業区域外における、合併処理浄化槽設置者に対する補助金交付を通して、合併処理浄化槽設置の普及を促進します。 **下水道課**
- 6 農業集落排水施設の改修など、「生活排水ベストプラン\*」との整合性を図り整備促進・適正管理に努めます。 **下水道課**



## 家庭・事業所における排水汚濁の軽減

7 下水道展などのキャンペーンや広報紙等による啓発を通して、生活排水の汚濁軽減に取り組みます。

下水道課

8 水質汚濁防止法に基づき、協定の締結や指導など、工場や事業所における事業活動に伴う汚染物質排出規制に努めます。

生活環境課

## 河川の清掃

9 「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」をはじめ、市民との協働による河川敷の清掃など河川環境の美化に取り組みます。

道路維持課

## 土壌の安全

### 地下水の水質状況の把握

10 関連機関と連携し、市内の地下水質調査結果の把握・公表に努めます。

生活環境課

### 環境保全型農業の促進

11 **【自然環境】農地の保全**に関わる施策を参照

### 地盤沈下の防止

12 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づいた、地下水の採取規制及び許可に関する周知・理解促進に努めます。

生活環境課

## [市民の取り組み]

- ・ 公共下水道や農業集落排水への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、生活排水による汚濁防止に努めましょう。
- ・ 無リン洗剤など環境負荷の少ない洗剤を利用しましょう。
- ・ 「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」などに参加し、河川の美化活動に取り組みましょう。

## [事業者の取り組み]

- ・ 事業活動に伴う排水は敷地内において確実に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- ・ 農薬や化学肥料等を適正に処理するとともに、減農薬・減化学肥料など環境保全に努めましょう。

## [環境指標]

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●川や池のきれいさに対する満足度	%	24.8	28.0	30.0
●公共用水域の環境基準値（BOD*値）超過 件数*	件	11	0	0
○供用開始面積（公共下水道が整備された面積）	ha	473.0	589.4	685.6
○公共下水道普及率 （供用開始区域内人口÷行政人口）	%	29.7	31.0	32.2
○公共下水道新規接続件数	件	177	189	189
○水洗化率 （供用開始人口÷供用開始区域内人口）	%	61.4	76.1	87.9
○汚水処理水量	m <sup>3</sup> /日	3,206	3,331	3,436
○合併浄化槽設置基数	基	5,083	5,617	6,062
○農業用集落排水接続率	%	96.3	100.0	100.0
○河川の清掃活動の実施件数	回	1	1	1

\*測定箇所 河川/鬼怒川4カ所 小貝川4カ所, 菅生沼3カ所

## 2) 廃棄物 / 3Rの推進を通じたごみの減量・資源の有効活用

### [現状]

本市では常総地方広域市町村圏事務組合の常総環境センターと下妻地方広域事務組合のクリーンポート・きぬにおいて、ごみの処理を行っています。ごみの排出量は、資源ごみ回収の普及により年々減少する傾向にあり、一般家庭から排出される1人1日当たりの生活系のごみ排出量は、茨城県内の平均を下回っています。

市ではより一層の減量へ向け、「ごみ探検教室」や広報紙等を通して3Rや正しいごみの出し方の普及・啓発を行っているほか、生ごみ処理容器等購入費補助金や資源回収報奨金の交付など、市民の取り組みを支援しています。

### [主な課題]

- ・各主体が一丸となった3Rの推進
- ・適切なごみ処理の促進

### [市の取り組み]

#### ごみの排出抑制

計画的なごみ減量活動の推進

- 1 常総環境センターにおける「常総循環型社会形成推進地域計画」、下妻地方広域事務組合における「下妻地方循環型社会形成推進地域計画」の策定・推進を通して計画的な3Rの推進に努めます。

**生活環境課**

## 家庭におけるごみ減量対策の推進

- 2 生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度の普及を図り、一般家庭の生ごみの減量化を推進します。**生活環境課**
- 3 広報紙、ホームページ等を通して、家庭において実践できるごみ減量化を周知し、市民の取り組みを応援します。**生活環境課**
- 4 レジ袋無料配布中止キャンペーン等により、マイバック利用の推進を図るなど、レジ袋削減を推進します。**生活環境課**
- 5 市内におけるフリーマーケットの開催や、不要になった物の情報交換窓口の設置など、市民間のリユース推進に努めます。**生活環境課・商工観光課**

## 事業所におけるごみ減量対策の推進

- 6 事業所に対する、廃棄物の減量化及び再生利用を働きかけます。**生活環境課**
- 7 公共事業における建築廃材等の発生抑制や再利用を推進します。**生活環境課**

## 資源の再使用・再利用の推進

### 一般廃棄物の再使用・再利用の推進

- 8 「資源回収報奨金制度」の推進や、使用済小型家電回収ボックス\*を設置して、資源物の回収を推進します。**生活環境課**
- 9 「生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度」の活用を通して、生ごみを堆肥としての資源化に取り組むとともに、堆肥の利用方法についても周知に取り組みます。**生活環境課**
- 10 給食や飲食店、食品加工工場等の食品残さをエコフィードとして活用します。**担当各課**



小型家電回収市町村マーク

## リサイクル製品の使用推進

- 11 広報紙やホームページ、市の率先行動を通して、市民・事業者に対するグリーン購入\*の理解促進を図るとともに、普及推進に努めます。**生活環境課**

## ごみの適正処理の推進

### 適切なごみ処理方法の徹底

- 12 ごみの適切な分別方法や家電リサイクル法に基づいた家電のリサイクルなど、ごみ収集にかかわる規制を周知徹底します。**生活環境課**
- 13 関係機関と協力した、農業用廃プラスチック（ビニール及びポリエチレン）回収の促進及び適切な処理方法の周知に取り組みます。**農政課**

## 集積所の適切な管理

- 14 適切な運営・管理に取り組みます。 **生活環境課**
- 15 ごみ収集推進に向けて、資源物混入率のデータ収集など、排出されたごみ実態を調査・把握します。 **生活環境課**

## 広報の充実

- 16 「水海道地区ごみ・資源物収集カレンダー」や「石下地区家庭系ごみ収集計画表」等を用いた、誰にでも分かりやすい広報に取り組み、適正な処理を推進します。 **生活環境課**
- 17 広報紙の配布や訪問を通して、事業所に向けた各種リサイクル法の周知・徹底に努めます。 **生活環境課**

## [市民の取り組み]

- ・市のホームページや広報紙等を活用し、家庭でできるごみ減量活動を実施しましょう。
- ・買い物をする際は簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参しましょう。
- ・メニューや調理方法の工夫により、調理くずや食べ残しなどの生ごみの減量に努めるとともに、生ごみ処理容器等を活用し発生した生ごみを堆肥化して減量化や資源の再利用に努めましょう。
- ・資源物は集団回収や、店頭回収に出しましょう。
- ・ごみの分別方法を守るとともに、「家電リサイクル法」により資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫等の家電は、適正に処理しましょう。

## [事業者の取り組み]

- ・卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。また、消費者に対してマイバックの利用を呼びかけましょう。
- ・飲食店や食品加工工場では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。
- ・事業に伴って発生したごみは決められた排出ルールを守って排出者の責任において適正に処理し、産業廃棄物は適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。
- ・建設業者等は、「建設リサイクル法」に従い、産業廃棄物の再資源化及び適正業者への委託により不法投棄の未然防止に努めましょう。
- ・農業用廃プラスチック（ビニール及びポリエチレン）などは適切に処理し、燃やさないようにしましょう。

## [環境指標]

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●ごみの散乱(ポイ捨て)がない快適さに対する満足度	%	21.1	25.0	30.0
●ごみ収集量	t	14,183	13,300	12,600
●1人1日あたりのごみの排出量	g	636.0	598.0	566.0
●リサイクル率	%	19.5	23.0	25.0
○生ごみ処理容器等購入費補助金交付件数	件	33	50	60

## 3) 暮らしに身近な環境 / 身近な生活環境の保全

### [現状]

私たちの生活は、大気汚染や悪臭、騒音など、日常生活や事業活動に伴って生じる環境の変化の中にあります。

本市におけるこのような生活環境に対し、市民は概ね満足を示していますが、一部では野焼きをはじめとする大気環境や悪臭に対して、苦情が寄せられており、改善が求められています。

現在、市では苦情への対応のほか、典型7公害\*に関する監視・測定・数値公表を実施しています。また、事業活動に伴う公害を未然に防止し、地域住民の健康及び環境の保全を図ることを目的とし、各事業者自らが現行法令より厳しい条件を課して、施設の適正な管理・運営に努めることを目的とした公害防止協定を締結するよう協議・指導し、公害防止の推進に取り組んでいます。

### [主な課題]

- ・公害防止の推進
- ・悪臭や騒音等の発生抑制
- ・有害物質による問題の未然防止

### [市の取り組み]

#### 悪臭の発生抑制

日常生活における悪臭の発生抑制

- 1 ホームページや広報紙を通して、野焼きの禁止を周知し、徹底します。

生活環境課

- 2 地域住民による側溝の清掃活動に協力し、推進します。

道路維持課・生活環境課

## 事業活動に伴う悪臭の発生抑制

- 3 悪臭防止法及び大気汚染防止法に基づき、協定の締結や指導など、工場や事業所における事業活動に伴う悪臭の発生抑制に努めます。 **生活環境課**
- 4 家畜ふん尿の適切な処理指導等により、畜産業に伴う悪臭発生抑制を促進します。 **農政課・生活環境課**

## 騒音の発生抑制

### 生活騒音の発生抑制

- 5 ピアノやカラオケなど、近隣住宅へ迷惑をかける家庭騒音に対する指導に努めます。 **生活環境課**
- 6 コンビニなどの夜間営業店舗やパーキングにおけるアイドリングストップなど、騒音発生の抑制指導に努めます。 **生活環境課**

### 事業活動に伴う騒音の抑制

- 7 騒音規制法に基づき、公害防止協定の締結や指導など、工場や事業所における事業活動に伴う騒音の発生の抑制に努めます。 **生活環境課**

### 道路における騒音の抑制

- 8 発注機関に対する要請などを通して、道路工事等に伴う騒音抑制に努めます。 **担当各課**
- 9 関係機関と連携した、幹線道路における騒音測定の実施・把握に努めます。 **生活環境課**

## 公害監視活動の推進

### 公害の監視・測定・公表・指導

- 10 典型7公害に関する監視・測定を実施するとともに、数値を公表します。 **生活環境課**
- 11 公害に関する市民からの苦情への対応及び発生源に対する指導に取り組みます。 **生活環境課**

## 有害物質による問題の未然防止

### ダイオキシン類の発生の抑制

- 12 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、野焼きや焼却炉の使用に関する規制・指導に取り組みます。 **生活環境課**

### 放射性物質拡散に関する現状把握

- 13 公共施設など特に子どもが利用する施設について、モニタリングを継続実施し、結果を公表します。 **防災危機管理課**
- 14 測定の結果、基準値以上の空間放射線量が測定された箇所については、「常総市放射線・放射性物質に関する基本方針」に基づき除染を実施します。 **防災危機管理課**
- 15 相談窓口を設置し、市民の不安解消に取り組みます。 **防災危機管理課**
- 16 市民からの要望に対しては、測定機器の貸し出しや処理マニュアル・埋設処理用土のう袋を配布します。 **防災危機管理課**

## 化学物質に関する情報提供

- 17 関係機関と連携し、定期的な化学物質等の情報を把握・公表するとともに、必要に応じて規制を行います。

生活環境課

## 化学物質の適正使用・適正管理

- 18 事業所における劇薬など、化学物質等の適正な使用及び管理に関して規制・指導を行います。

生活環境課

### [市民の取り組み]

- ・ 木くず、紙くず、廃プラスチック等の家庭ごみを屋外で焼却しないようにしましょう。
- ・ 自治会などが行う排水路の清掃作業へ参加するなど、悪臭の発生抑制に協力しましょう。
- ・ 低公害車や低燃費車などの、環境負荷の少ない自動車の選択を心がけましょう。
- ・ 家庭でのピアノやカラオケなどは時間帯や音量に配慮し、近隣住宅に迷惑をかけないようにしましょう。

### [事業者の取り組み]

- ・ 適正な焼却設備を使わずに、木くず・紙くず・廃プラスチック等を焼却しないようにしましょう。
- ・ 農業用廃プラスチック（ビニール及びポリエチレン）などは適切に処理し、燃やさないようにしましょう。
- ・ 騒音規制法に従い、工場や事業所からの騒音発生抑制に努めましょう。
- ・ 家畜を飼育する際は、排泄物を適正に処理しましょう。
- ・ 自動車の適正な整備に努め、低公害車や低燃費車などの導入を検討しましょう。

### [環境指標]

指 標 (●：成果指標，○：活動指標)	単 位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●空気のきれいさに対する満足度	%	68.0	70.0	73.0
●騒音振動がない静かさなどに対する満足度	%	42.6	45.0	48.0
●公害通報件数	件	63	60	55

## 【快適環境】にぎわいがあり自然と街並み（歴史）が調和したまち

### 1) 水辺・緑地 / 身近で安らぎのある空間の形成

#### 【現状】

本市は様々な農産物を生産する農地をはじめ、市内を流れる鬼怒川・小貝川等の河川、菅生沼に代表される湖沼、平地林などが里地を形成し、生物の生息空間としての役割を担うだけでなく、美しい田園風景と潤いを与えています。

市では河川愛護月間に併せて、鬼怒川・小貝川クリーン大作戦を実施しており、河川敷の清掃など市民と協働して河川環境の美化に取り組んでいます。

市内には、住民の交流・憩いの場となっている公園が数多くあります。今後は、地域に密着した公園として、住民の自主的な活動による維持管理形態を含め市民とともに緑化に取り組んでいきます。

#### 【主な課題】

- ・親しみと安らぎのある河川・湖沼の保全
- ・身近で安心・安全な公園の整備・維持管理の推進
- ・緑化の推進・緑地の保全

#### 【市の取り組み】

##### うるおいのある親水空間の整備

水とふれあう身近な環境整備

- 1 親水公園\*や遊歩道、サイクリングロードなど、安全に水とふれあうことができる親水空間の整備に努めます。 **担当各課**
- 2 水路やビオトープ\*の整備など、市街地における水辺環境の創出に努めます。 **担当各課**

水質保全

- 3 **【生活環境】水質汚濁の防止**に関わる施策を参照

親水空間の活用

- 4 水生生物の観察会など、市内の河川やビオトープなど親水空間において水辺環境を学ぶ機会の提供に努めます。 **担当各課**
- 5 菅生沼などの水辺は、貴重な親水空間として整備を促進します。 **担当各課**

##### 安全な水辺の整備

安全の確保

- 6 定期的なパトロールにより老朽箇所や危険箇所を把握するとともに、維持管理に取り組めます。 **担当各課**

環境負荷の少ない水辺の整備

- 7 必要に応じて、河川敷等における植栽への在来種の採用を関係機関に働きかけます。 **生活環境課**



## 市街地の緑化

### 公園の整備

- 8 計画的な都市公園整備を通して、良好な市街地の形成及び安全で快適な街づくりを推進します。都市計画課
- 9 除草や公園の樹木管理による、公園・緑地等の維持管理に取り組みます。都市計画課・商工観光課
- 10 安全安心な憩いの公園提供に向けて、公園施設の老朽化及び機能低下した施設の改善に取り組みます。都市計画課・商工観光課

### 緑化活動の推進

- 11 公園や緑地等の整備を行ない、花と緑の街づくりを推進します。都市計画課・商工観光課

### [市民の取り組み]

- ・「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」などに参加し、河川の美化活動に取り組みましょう。
- ・グリーンカーテンの設置や花を植えるなど生活空間の緑化に努め、花と緑の街づくりに協力しましょう。
- ・公園をきれいに利用するとともに、市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。

### [事業者の取り組み]

- ・水辺の工事においては、土砂の流出を防止するとともに、多自然型工法\*の導入や自然護岸の保全・再生など環境に配慮した工法を選択し、環境負荷の低減に努めましょう。
- ・公園をきれいに利用するとともに、市や市民団体が行う公園の清掃・美化活動に協力しましょう。

### [環境指標]

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単 位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●身近な水や緑などの自然の豊かさに対する満足度	%	71.4	74.0	76.0
●水や水辺とのふれあえるまちの満足度	%	39.5	43.0	45.0
●市民1人あたりの公園面積	m <sup>2</sup>	8.7	9.0	10.0

## 2) まち美化・マナー・モラル / きれいで清潔なまちづくり

### [現状]

本市では、身近な道路や公園において市民がボランティアで行う「市内一斉清掃」を実施しており、学校や自治会、事業者各種団体が協働で市内の美化活動に取り組んでいます。

しかし一方で、市内において家電や廃タイヤ等の投棄が確認されており、市ではこれらの不法投棄を未然に防止するため、環境監視員制度に基づいた不法投棄の監視や、空地所有者に対する適正管理の呼びかけを実施しています。

### [主な課題]

- ・協働による美化活動の推進
- ・不法投棄の防止に向けた実効性のある取り組みの推進
- ・マナー・モラルの向上

### [市の取り組み]

#### 地域環境の美化

##### 美化活動の推進

- 1 「市内一斉清掃」を通して、市民の環境美化意識の向上や、協働による身近な道路や緑地などの環境美化活動を推進します。 **生活環境課**

##### 河川の美化

- 2 **【生活環境】河川の清掃**に関わる施策を参照

##### マナー・モラルの向上

- 3 看板設置等により、タバコの吸い殻や空き缶・ペットボトル等のポイ捨て禁止の徹底に努めます。 **生活環境課**
- 4 広報紙等を通じたペットのフンの後始末の徹底など、ペットの適切な管理を呼びかけます。 **生活環境課**
- 5 学校の授業などを通して、子供たちに対する地域環境美化への意識啓発に努めます。 **指導課**
- 6 公園を利用した際やイベント時におけるごみの持ち帰りを指導し、公共の場をきれいな状態に維持するよう徹底します。 **都市計画課・商工観光課・スポーツ振興課**

#### 不法投棄の防止

##### 未然防止

- 7 ホームページや広報紙を通して不法投棄防止を周知し、意識啓発に取り組みます。 **生活環境課**
- 8 不法投棄ができない環境づくりに向け、地権者に対して適切な空地管理を指導・徹底します。 **生活環境課**

- 9 市民・事業者と連携した草刈りやごみ拾いなどの環境美化活動を通して、河川等への不法投棄の防止に努めます。 **生活環境課**
- 10 広報紙や市民講座において、家電リサイクル法等の理解促進を図り、ごみの適切な処理方法の周知・徹底に努めます。 **生活環境課**

### 徹底した監視体制

- 11 不法投棄防止パトロールの実施や、不法投棄に対する徹底した監視に取り組みます。 **生活環境課**
- 12 公害発生の未然防止と監視体制の強化を図るため、環境監視員制度により発見通報等の協力体制を整えていきます。 **生活環境課**

### [市民の取り組み]

- ・「市内一斉清掃」に参加するなど、まちの美化活動に取り組みましょう。
- ・タバコの吸い殻や空き缶・ペットボトル等のポイ捨てはやめましょう。
- ・ペットのフンは後始末をしましょう。
- ・空地の所有者は常に土地の状況を確認し、除草やごみの除去、安全管理などを行って適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。

### [事業者の取り組み]

- ・「市内一斉清掃」に参加するなど、まちの美化活動に取り組みましょう。
- ・工場や事業所の敷地内の状況を常に確認して除草やごみの除去、安全管理を行うなど適切に管理し、美化や不法投棄防止に取り組みましょう。

### [環境指標]

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単 位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●ペットのフンの後始末の良さに対する満足度	%	16.8	18.0	20.0
○環境監視員の委嘱人数	人	31	33	33

## 【地球環境】一人ひとりが自主的に取り組む地球環境にやさしいまち

### 1) 地球温暖化対策 / 家庭・事業所における温室効果ガス排出抑制

#### [現状]

近年、地球温暖化が世界規模で問題となっており、対策が急がれています。しかし、その要因は、私たちの生活スタイルや事業活動に起因しており、一人一人の取り組みが必要不可欠です。

茨城県では、普及啓発として「地球温暖化防止活動推進センター」による広報、「いばらきエコスタイル」の推進、「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱などを行っています。

本市では、市民・事業者による主体的な地球温暖化対策の推進に向けて、地球温暖化防止キャンペーンなど、啓発活動に取り組んでいます。

## [主な課題]

- ・ 市民、事業者に向けた実効性のある温暖化対策の取り組み推進
- ・ 公共交通機関の利便性の向上、徒歩・自転車環境の充実、徒歩や自転車による観光の推進を通し、長期的な視野での自動車依存のライフスタイルからの転換推進

## [市の取り組み]

### 省エネ・節電の取り組み促進

#### ライフスタイルの見直し

- 1 広報紙や市ホームページを通して、「いばらきエコチャレンジ」の家庭や事業所における取り組みを推進します。 **生活環境課**
- 2 グリーンカーテンの普及を推進します。 **生活環境課**
- 3 家庭や事業所での活動推進に向けて「うちエコ診断」や、事業所に対する「茨城エコ事業所」の登録制度の普及に努めます。 **生活環境課**
- 4 環境家計簿を活用した啓発やスマートメーター\*の周知など、「CO<sub>2</sub>の見える化\*」の推進に努めます。 **生活環境課**

#### 情報提供・意識啓発

- 5 広報紙や市のホームページを通して、家庭において実践できる取り組みを周知します。 **生活環境課**

#### 市の率先行動

- 6 公共施設における省エネ活動や高効率機器の導入など、「常総市地球温暖化対策率先実行計画」（じょうそうエコオフィスプラン）の実践による市の率先した地球温暖化対策の取り組みを推進します。 **行政経営課・生活環境課**

### 移動手段の改善

#### 公共交通ネットワークの強化

- 7 マイカーから公共交通機関への転換に向けて、「予約型乗合交通ふれあい号」の運行など、市民の公共的な交通手段の確保に取り組みます。 **行政経営課**
- 8 鉄道・バス事業者と連携し、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。 **行政経営課**
- 9 先進市町村の交通システムの調査や、新たな公共交通システムを検討します。 **行政経営課**

#### 徒歩、自転車利用の促進

- 10 無料貸出自転車「ちやまチャリ」やウオーキングコースの紹介など、自動車を利用しない観光を支援します。 **商工観光課**
- 11 安全な徒歩・自転車走行空間の確保に向けて、歩道や自転車レーンの整備等に努めます。 **担当各課**
- 12 市内通学路において暗く危険な場所へ、防犯灯を設置します。 **生活環境課**

## 賢い車の利用

- 13 ノーマイカーデーやエコドライブ\*の取り組みに関する情報提供や意識啓発に努めます。 **生活環境課**
- 14 市職員は率先してノーマイカーデーやエコドライブを実践します。 **生活環境課**
- 15 公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入を検討します。 **行政経営課**

## 再生可能エネルギーの導入促進

### 太陽光発電の普及促進

- 16 公共施設への太陽光発電システムの率先導入に努めます。 **担当各課**

### [市民の取り組み]

- ・「大好きいばらき\*」や「しんきゅうさん\*」等を通して、地球温暖化防止に関わる情報入手に努めましょう。
- ・「いばらきエコチャレンジ」へ参加し、家庭で身近に取り組める省エネ行動に積極的に取り組みましょう。
- ・環境家計簿やスマートメーター等を利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握し、節電・省エネ活動の参考にしましょう。
- ・地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、クリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。
- ・エコドライブに取り組みましょう。
- ・「予約型乗合交通ふれあい号」をはじめとする公共交通機関を積極的に利用しましょう。また、近い距離の移動は徒歩や自転車を利用しましょう。

### [事業者の取り組み]

- ・「茨城エコ事業所」に登録し、事業所や工場において、節電・省エネ活動に取り組ましましょう。
- ・地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、クリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。
- ・公共交通機関、自転車、徒歩などの環境負荷の少ない移動手段を促進しましょう。
- ・太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。

### [環境指標]

指 標 (●：成果指標，○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
○市役所における温室効果ガス排出量	t	3,302	3,202	3,122
○冷暖房の適温設定などエネルギーの節約に心がけている市民の割合	%	89.4	93.0	95.0
○冷暖房の温度設定やクールビズによる省エネルギーの推進に取り組んでいる事業所の割合	%	86.8	90.0	92.0
○ふれあい号の年間利用者数	人	19,518	20,689	21,664
●公共交通機関の利用しやすさに対する満足度	%	13.8	16.0	20.0

## 【共通事項】 みんなで協力し、みんなで担うまちづくり

### 1) 環境保全に取り組むための基盤づくり / 協働による環境保全活動の推進

#### [現状]

環境保全に取り組むためには、一人一人の心がけと主体的な行動が重要です。

本市では、市内の小中学校の授業において環境学習が実施されているほか、体験学習等を通して活動の機会を提供しています。

また、市民団体が環境保全活動に取り組んでいるほか、市内の事業者については、ISO14001やエコアクション21、エコステージの認証を受けるなど環境マネジメントシステムを取り入れて積極的に環境保全に取り組んでいます。このほか、茨城県エコ・ショップや茨城エコ事業者登録制度など、茨城県の認定制度を受けて取り組んでいる事業者があります。

#### [主な課題]

- ・環境教育・環境学習の推進
- ・市民、事業者との協働を推進する仕組みづくり
- ・市民、事業者の自主的な取り組み推進

#### [市の取り組み]

##### 環境教育・環境学習の推進

###### 活動機会の提供

- 1 小中学校の授業や課外活動における環境教育・環境学習の充実を図ります。  
**指導課**
- 2 自然体験や創作活動など、市内の環境資源を用いた体験活動の機会を提供します。  
**生涯学習課**
- 3 自主的な環境学習・環境保全活動の取り組み推進に向けて、「放課後子供教室」などの活動案内や広報等に努めます。  
**生涯学習課・生活環境課**

###### 教材の充実

- 4 環境に関する図書の導入など、学校図書館における環境関連の充実に努めます。  
**指導課**

##### 市民の環境保全活動の参加推進

###### 自発的な取り組み意欲の向上

- 5 市が賛同する事業に対し後援・共催など、市民団体等の自発的な活動を推進します。  
**生活環境課**
- 6 広報紙等による市内の市民活動団体のイベント・団体等の紹介を通じて、市民活動への参加機会の拡大や市民活動の活性化を推進します。  
**生活環境課**

## 協働に向けた仕組みづくり

- 7 「常総市市民協働のまちづくり推進条例」や「常総市都市計画マスタープラン」に基づき、協働による環境保全活動を推進します。 **市民協働課・都市計画課**
- 8 市内の環境保全に取り組む人材や専門家の活用，環境活動指導者としての養成にむけた体制づくりに努めます。 **生活環境課**

## 情報提供

- 9 環境保全や暮らしに役立つ内容の理解促進に取り組むとともに，学習機会の提供を推進します。 **生活環境課**
- 10 市民のニーズに応えた行政情報の正確な伝達及び継続的な情報公開に努めます。 **担当各課**

## コミュニティの活性化

- 11 まちづくりに対する市民意識の向上と，地域コミュニティや市民活動の活性化を推進します。 **担当各課**

## 事業所における環境保全の取り組み推進

### 自発的な取り組む意欲の向上

- 12 取り組む意欲の向上に向けて，事業所の環境保全活動へのインセンティブ\*を付加する「常総市エコ・ショップ制度」や「エコ事業所登録制度」への認定を推進します。 **生活環境課**

### 活動支援

- 13 関係機関と連携し，環境マネジメントシステムに関する情報提供などを通じた取り組み支援に努めます。 **生活環境課・商工観光課**
- 14 環境負荷低減に向けた改善策の提案など，技術支援の実施及び事業者の総合的な環境保全行動を推進します。 **生活環境課**
- 15 「茨城県環境保全施設資金融資制度\*」の広報等を通して，事業所の環境保全活動に対する支援制度の活用を働き掛けます。 **生活環境課**

## [市民の取り組み]

- ・家庭において，子供と一緒にごみの分別や省エネ活動に取り組むなど，環境教育を実践しましょう。
- ・「体験学習」など，市の自然環境にふれあう自然体験活動に積極的に参加しましょう。
- ・市民自らが環境保全に関心を持ち，環境に関する知識を身につけましょう。
- ・「市内一斉清掃」をはじめ，地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・知識や技術・経験を有する人は，環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。

### [事業者の取り組み]

- ・ 職場における環境教育・環境学習に努めましょう。
- ・ 環境負荷の少ない事業活動に努め、「常総市エコ・ショップ制度」や「エコ事業所登録制度」へ登録しましょう。
- ・ 「まちづくり出前講座」をはじめ、市や市民団体が開催する出前講座などに参加するとともに、講師派遣や資材提供に協力しましょう。
- ・ 「市内一斉清掃」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 知識や技術・経験を有する人は、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。

### [環境指標]

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●地域における環境に関する活動の充実度に対する満足度	%	16.6	19.0	22.0
●常総市エコ・ショップ認定店舗数	店舗	4	6	8
○市民団体活動の広報紙等への掲載回数	回	3	3	3
○広報誌配布世帯数	世帯	18,151	23,500	23,500
○広報紙設置店舗数	店舗	3	5	5



## 第5章 重点施策

---

---

### [重点施策1 / 自然環境]

耕作放棄地の抑制・解消・再生利用

### [重点施策2 / 生活環境]

3Rを通じた資源の有効活用と適切な廃棄物処理の徹底

### [重点施策3 / 快適環境]

美しいまちづくりに向けたマナー・モラルの向上

### [重点施策4 / 地球環境]

身近なことから始める地球温暖化対策の取り組みの普及推進

### [重点施策5 / 共通事項]

地域が一丸となって環境保全に取り組む基盤づくり

---

---

第5章では、本市の環境の現況や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる目標の達成に向け、重点的な対応が必要なテーマ・課題について、施策体系の中から特に重要度が高いと考えられる事業を抽出し、具体的な行動計画を示しています。

## 第5章 重点施策

### 重点施策1 / 自然環境

#### 耕作放棄地の抑制・解消・再生利用

##### 【事業の背景・ねらい】

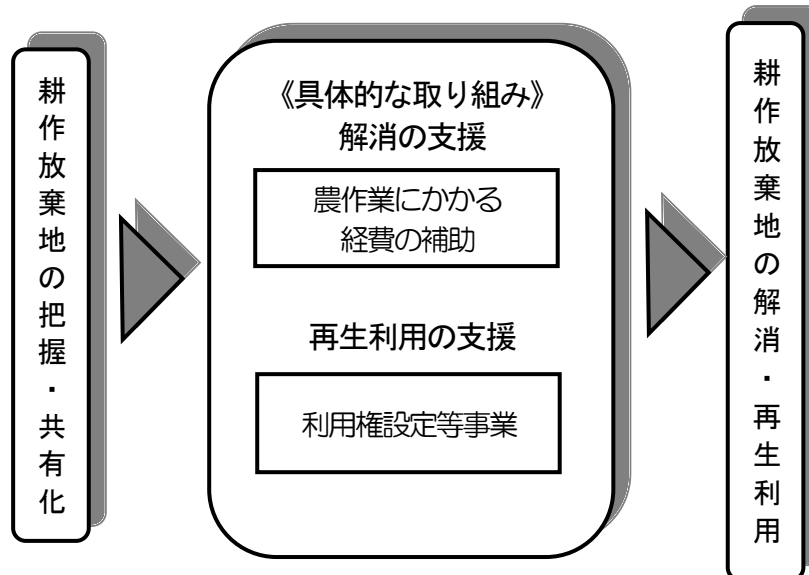
本市は、首都圏の生鮮野菜の供給基地として、米をはじめ、白菜やスイカ、メロン、ホウレンソウ、ネギなど多彩な農作物を生産しています。しかし、後継者不足による農家人口の減少や、農業者の高齢化などにより経営耕地が減少する傾向にあります。

耕作放棄地の抑制・解消・再生利用に向けて、就農環境の整備、担い手の育成に取り組むとともに、担い手が効率的な経営ができるよう農地の利用集積集約化に努めます。

##### 【環境指標】

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単 位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●自然環境(田園風景)の美しさに対する満足度	%	64.0	68.0	73.0
●経営耕地面積	ha	4,510	4,150	3,910

#### 《耕作放棄地解消・再生利用に向けた流れ》



### 【各主体の取り組み】

<b>市の取り組み</b>	<b>担当課</b>
<u>計画的な取組推進</u> ●荒廃農地等利用促進交付金事業により，耕作放棄地解消・再生利用に向けて，地権者と協力しながら具体的に取り組めます。	<b>農業委員会</b>
<u>耕作放棄地の把握</u> ●荒廃農地調査や耕作放棄地マップ作成など，耕作放棄地の現状把握に努めます。	<b>農業委員会</b>
<u>地権者への働きかけ</u> ●農地の借り手・貸し手間の調整を通して，農地の効率的な利用を推進します。	<b>農業委員会 農政課</b>
<b>市民の取り組み</b>	
●地域の農地や農業施設の維持・管理のための地域共同活動に参加しましょう。	
<b>事業者の取り組み</b>	
●営農していない農地については，放置せず関係機関に相談するなどし，耕作希望者へ提供しましょう。	

### 【今後の展開】

項 目	～中期目標年度	～最終目標年度
計画的な取組推進	計画策定    実施・体制確立・見直し	拡大展開
耕作放棄地の把握	継続実施(公表・取組効果の検証)	
地権者への働きかけ	周知・理解促進	実施(フィードバック，活用状況調査)

## 重点施策2 / 生活環境

### 3Rを通じた資源の有効活用と適切な廃棄物処理の徹底

#### 【事業の背景・ねらい】

本市では、「生ごみ処理容器等購入費補助金制度」や「資源回収報奨金制度」など、ごみの減量化に向けた市民の取り組み支援を実施しており、ごみの排出量は年々減少する傾向にあります。

今後もさらなる3Rの促進を通して、廃棄物の発生抑制や再利用を進めるとともに、適切な分別を周知・徹底し資源の有効活用促進を図ります。

#### 【環境指標】

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●ごみの分別ルールをしっかりと守っている	%	97.3	98.0	99.0
●1人1日あたりのごみの排出量	g	636.0	598.0	562.0
●リサイクル率	%	19.5	22.0	25.0

#### 《3Rの推進》

##### ① リデュース / 発生抑制

ごみの量を減らそう！

- 食べ残しをしない
- 壊れにくく長く使える製品を選び、大切に使う

##### ② リユース / 再使用

繰り返し使おう！

- 出来るだけ繰り返し使う
- 使わなくなった物は欲しい人へ譲ったり、フリーマーケットへ出す

##### ③ リサイクル / 再生利用

資源として活かそう！

- ごみを分別し、再生出来る資源として回収する
- リサイクル製品を選ぶ

##### 3Rを推進する体制づくり

- 計画的に3Rを推進するために、計画を策定する
- 各主体に対して、適切にごみの分別方法など、呼びかける
- ごみ排出量をモニタリングする



3Rキャンペーンマーク

## 【各主体の取り組み】

市の取り組み	担当課
<p><b>計画的な取組推進</b></p> <p>●毎年作成している「環境年報」や、常総環境センターや下妻地方広域事務組合における「一般廃棄物処理基本計画」の策定・推進を通して、計画的な3Rの推進に努めます。</p>	生活環境課
<p><b>ごみ排出の実態調査・把握</b></p> <p>●ごみの収集推進に向けて、資源物混入率のデータ収集など、排出されたごみの実態を調査・把握します。</p>	生活環境課
<p><b>生ごみの減量化</b></p> <p>●「生ごみ処理容器等購入費補助金」等を通して普及促進を図り、一般家庭の生ごみの減量化を促進します。</p>	生活環境課
<p><b>リユースの促進</b></p> <p>●市内におけるフリーマーケットの開催や、不要になった物の情報交換窓口の設置など、市民間のリユース促進に努めます。</p>	生活環境課
<p><b>資源物の回収促進</b></p> <p>●「資源回収報奨金」や「使用済小型家電回収ボックス」の設置を通して、資源物の回収を促進します。</p>	生活環境課
市民の取り組み	
<p>●買い物をする際は簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参しましょう。</p> <p>●メニューや調理方法の工夫により、調理くずや食べ残しなどの生ごみの減量に努めるとともに、発生した生ごみは生ごみ処理容器等を活用して減量化やリサイクルに努めましょう。</p> <p>●資源物は地域で取り組む集団回収に参加したり、店頭回収に出しましょう。</p>	
事業者の取り組み	
<p>●卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。また、消費者に対してマイバックの利用を呼びかけましょう。</p> <p>●飲食店や食品加工工場では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。</p> <p>●事業系のごみは決められたルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。</p>	

## 【今後の展開】

項目	～中期目標年度	～最終目標年度
計画的な取組推進	計画策定 実施・見直し	推進 見直し 推進 見直し
ごみ排出の実態調査・把握	継続実施(公表・取組効果の検証)	
生ごみの減量化	継続実施(利用状況の把握)	補助に頼らない対策の検討・実施
リユースの促進	実施計画の検討・準備	実施 効果の検証 見直し 拡大展開
資源物の回収促進	継続実施(取組効果の実施)	

### 重点施策3 / 快適環境

#### 美しいまちづくりに向けたマナー・モラルの向上

##### 【事業の背景・ねらい】

本市では、不法投棄の防止に向け、環境監視員制度に基づいた不法投棄の監視や、空地所有者に対する適正管理の呼びかけを実施しています。しかし、不法投棄に関する苦情が市民から寄せられており、市内の平地林や河川敷等においてごみの投棄が確認されています。

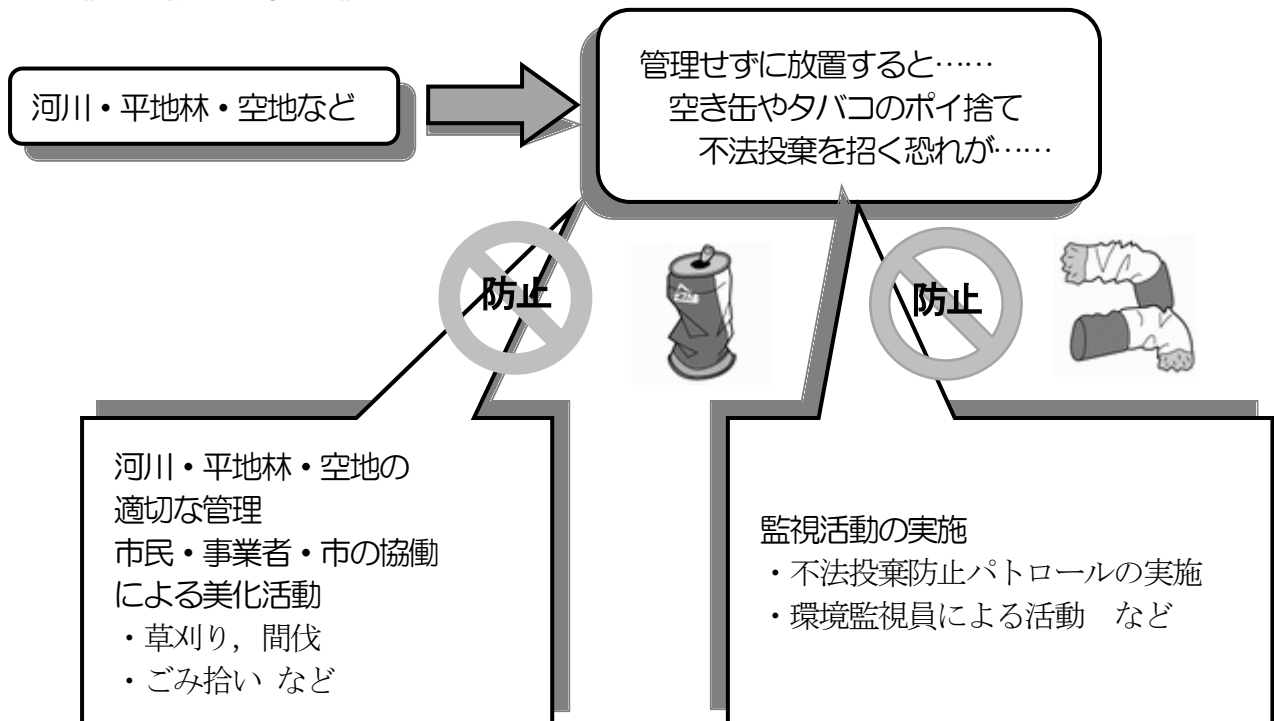
また、多くの市民より「ごみのポイ捨て・ペットのフン害」や「不法投棄の防止」に向けた、マナー・モラルの向上への取り組みが求められています。

定点パトロールの実施など、不法投棄防止対策に努めるとともに、空き缶やタバコのポイ捨て禁止を徹底するなど、地球環境の美化を進めます。

##### 【環境指標】

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●ごみの散乱（ポイ捨て）がなく快適	%	21.1	25.0	30.0
●ペットのフン害がなく快適	%	16.8	18.0	20.0

#### 《不法投棄の防止》



## 【各主体の取り組み】

市の取り組み	担当課
<p><b>マナー・モラルの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●授業などを通して、子供たちに対する地球環境美化への意識啓発に努めます。</li> <li>●公園を利用した際やイベント時におけるごみの持ち帰りを指導し、公共の場を美しい状態に維持するよう徹底します。</li> </ul> <p><b>地権者への指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄ができない環境づくりに向け、地権者に対して適切な空地管理を指導・徹底します。</li> </ul> <p><b>環境美化活動による防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者と連携した草刈やごみ拾いなどの美化活動を通して、河川等への不法投棄の防止に努めます。</li> </ul> <p><b>パトロールの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄防止パトロール活動の実施や、環境監視員の配置により、不法投棄に対する徹底した監視に取り組みます。</li> </ul>	<p><b>指導課 担当各課 都市計画課</b></p> <p><b>生活環境課</b></p> <p><b>生活環境課</b></p> <p><b>生活環境課</b></p>
市民の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●空地の所有者は常に土地の状況を確認し、除草やごみの除去、安全管理などを行って適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。</li> <li>●タバコの吸殻や空き缶・ペットボトル等のポイ捨てはやめましょう。</li> <li>●「家電リサイクル法」により資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫等の家電は適正に処理しましょう。</li> </ul>	
事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場や事業所の敷地内の状況を常に確認して除草やごみの除去、安全管理などを行うなど適切に管理し、環境美化や不法投棄防止に取り組みましょう。</li> <li>●事業に伴って発生したごみは決められた排出ルールを守って排出者の責任において適正に処理し、産業廃棄物は、適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、不法投棄の未然防止に努めましょう。</li> </ul>	

## 【今後の展開】

項目	～中期目標年度	～最終目標年度
マナー・モラルの向上	継続実施(効果検証)	子供たちに対する意識啓発 .....→
地権者への指導	継続実施(効果検証) →	指導の強化・徹底 .....→
環境美化活動による防止	継続実施(効果検証) →	実施範囲の拡大 .....→
パトロールの実施	継続実施(報告・効果検証) →	

## 重点施策4 / 地球環境

### 身近なことから始める地球温暖化対策の取り組みの普及促進

#### 【事業の背景・ねらい】

本市では地球温暖化防止キャンペーンなど、積極的に温暖化防止の啓発活動を実施しているほか、「常総市地球温暖化対策率先実行計画」に基づいて、率先的に行動しています。

また、多くの市民・事業者が省エネ・節電に取り組んでいます。

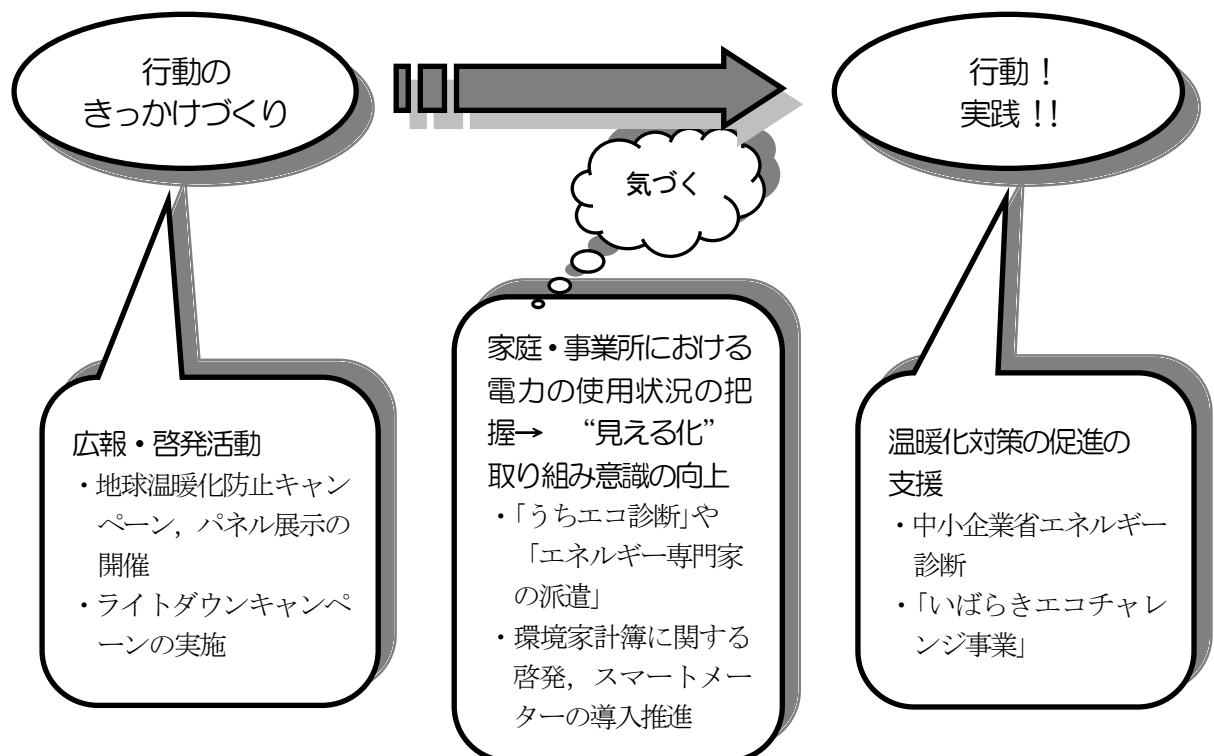
しかし、「地球温暖化対策の実施」に対する市民満足度は低く、「新エネルギー\*の利用促進」や「省エネに関する情報」提供が望まれています。

太陽光発電の普及促進に努めるとともに、普段の生活・事業活動における、各主体の自主的な地球温暖化対策の普及推進を図ります。

#### 【環境指標】

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●冷暖房の適温設定などエネルギーの節約に心がけている市民の割合	%	89.4	92.0	95.0
●冷暖房の温度に気をつけている中学生の割合	%	9.1	12.0	15.0
●冷暖房の適温設定など省エネルギーに努めている事業所の割合	%	86.8	89.0	92.0

### 《身近な地球温暖化対策の普及に向けて》





## 【各主体の取り組み】

市の取り組み	担当課
<p><b>エネルギーの見える化推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭や事業所での活動促進に向けて、「うちエコ診断」や事業所に対する「エネルギー専門家の派遣」等の情報提供に努めます。</li> <li>●環境家計簿に関する啓発やスマートメーターの周知など、「CO<sub>2</sub>の見える化」の推進に努めます。</li> </ul> <p><b>温暖化対策普及推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「いばらきエコチャレンジ事業」の広報等を通して、家庭や事業所における取り組みを促進します。</li> <li>●公共施設へのグリーンカーテンの設置等を通して、グリーンカーテンの普及を促進します。</li> </ul> <p><b>国・県の支援制度の普及推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国・県のエネルギー・温暖化対策の支援制度を積極的にPRし、新エネルギー・省エネルギー対策を推進します。</li> </ul>	<p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課</p>
<b>市民の取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「うちエコ診断」や「いばらきエコチャレンジ事業」への参加など、家庭における地球温暖化防止活動に積極的に取り組みましょう。</li> <li>●環境家計簿やスマートメーター等を利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握し、節電・省エネ活動の参考にしましょう。</li> <li>●太陽光発電のシステム設置など、再生可能エネルギー*の導入に努めましょう。</li> </ul>	
<b>事業者の取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマートメーターの設置や「エネルギー専門家の派遣」を利用するなど、事業所や工場において、節電・省エネ活動に取り組みましょう。</li> <li>●太陽光発電システム設置など、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。</li> </ul>	

## 【今後の展開】

項目	～中期目標年度	～最終目標年度
エネルギーの見える化推進	常総市版環境家計簿実施計画の検討	作成・試行 → 展開・拡大
温暖化対策普及推進	グリーンカーテン継続実施(効果検証)	→
	「いばらきエコチャレンジ事業」 実施状況の把握、効果の検証	→ 取組水準の高度化
国・県の支援制度の普及推進	継続実施(設置者への実態調査)	補助に頼らない対策の検討・実施
	→	→

## 重点施策5 / 共通事項

### 地域が丸となって環境保全に取り組む基盤づくり

#### 【事業の背景・ねらい】

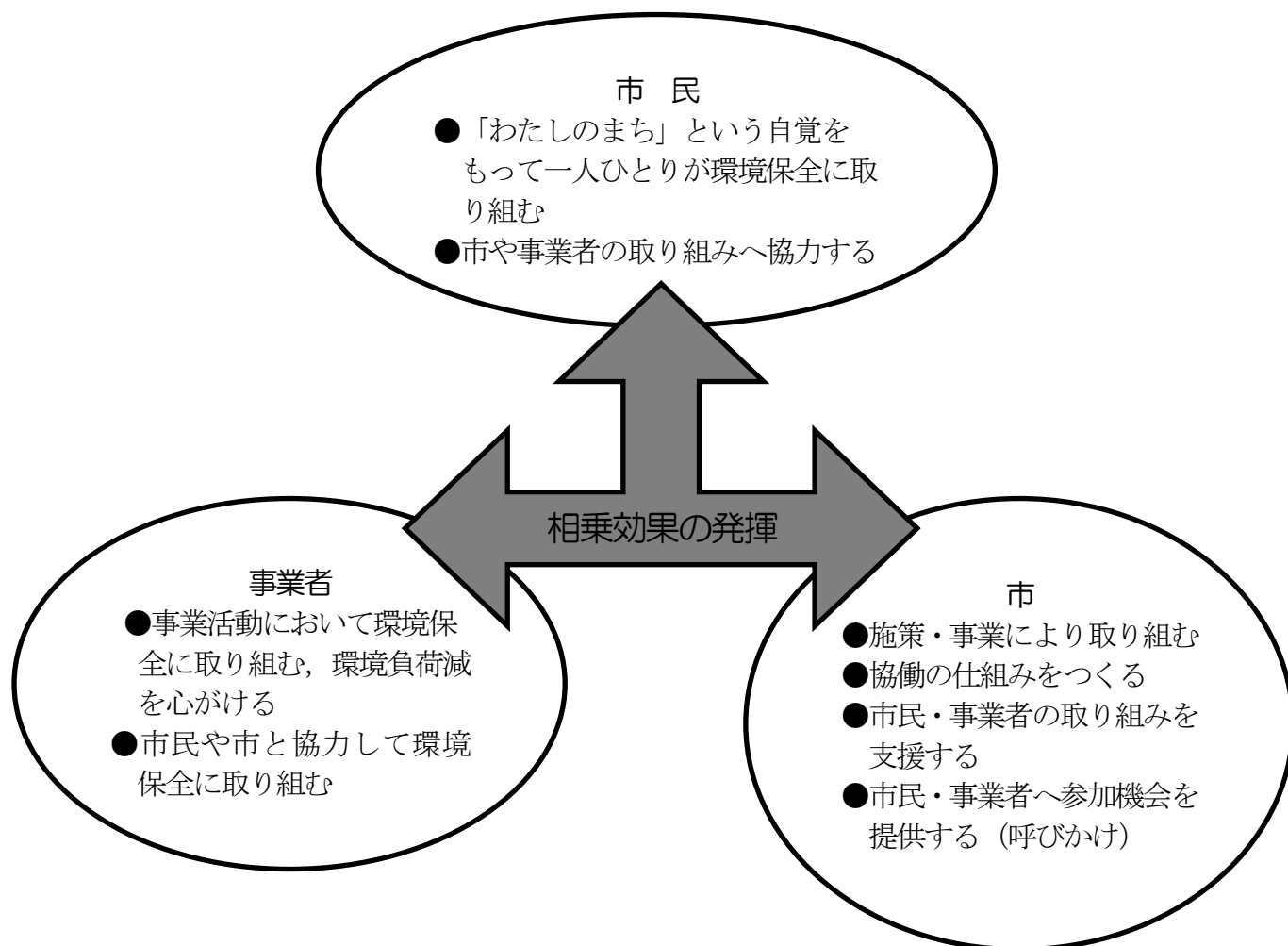
本市では、身近な道路や公園において市民がボランティアで行う「市内一斉清掃」を実施しており、市民・事業者と協働で環境美化活動に取り組んでいます。

このような意欲的な市民・事業者に対して活動の場を提供するなど、各主体がやりがいを持ち主体的に、相互に協力して環境保全に取り組むための仕組みづくりを進めます。

#### 【環境指標】

指 標 (●：成果指標, ○：活動指標)	単 位	2015	目 標	
			中間 (2022)	最終 (2027)
●地域における環境に関する活動の充実度	%	16.6	20.0	22.0
●常総市エコ・ショップ認定店舗数	店舗	4	6	8

#### 《市民・事業者・市が協力する体制》



## 【各主体の取り組み】

市の取り組み	担当課
<p><b>環境教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然体験や創作活動など、市内の環境資源を用いた体験活動の機会を提供します。</li> </ul> <p><b>協働に向けた体制づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「常総市まちづくり計画」や「常総市都市計画マスタープラン」に基づき、協働による環境保全活動を推進します。</li> </ul> <p><b>市民の取組推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の市民活動団体のイベントや団体の情報等を広報紙やホームページにより紹介し、市民活動への参加機会の拡大や市民活動の活性化を推進します。</li> </ul> <p><b>事業者の取組促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取組意欲の向上に向けて、事業所の環境保全活動へのインセンティブを付加する「常総市エコ・ショップ制度」や「エコ事業所登録制度」への認定を促進します。</li> <li>●関係機関と連携し、環境マネジメントシステムに関する情報提供などを通じた取組支援に努めます。</li> <li>●「茨城県環境保全施設資金融資制度」の広報等を通して、事業所の環境保全活動に対する支援制度の活用を働きかけます。</li> </ul>	<p>生涯学習課</p> <p>行政経営課 都市計画課</p> <p>市民協働課</p> <p>生活環境課</p> <p>生活環境課 商工観光課 生活環境課</p>
<b>市民の取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭において子供と一緒にごみの分別や省エネ活動に取り組むなど、環境教育を実践しましょう。</li> <li>●「市内一斉清掃」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>	
<b>事業者の取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境負荷の少ない事業活動に努め、「常総市エコ・ショップ制度」や「エコ事業所登録制度」へ登録しましょう。</li> <li>●「市内一斉清掃」をはじめ、地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>	

## 【今後の展開】

項目	～中期目標年度	～最終目標年度
環境教育の充実	実施計画の検討(プロジェクト整備)	実施 → 本格展開
協働に向けた体制づくり	実施計画検討	実施 → 取組内容の拡大
市民の取組推進	継続実施(市民参画の機会を拡大)	
事業者の取組推進	継続実施(事業者への実態調査)	事業者の要望に応じて支援策を検討



## 第6章

### 計画の推進・進行管理

---

---

6-1 計画の推進体制

6-2 計画の進行管理

6-3 経済的課題への対応方策の検討

---

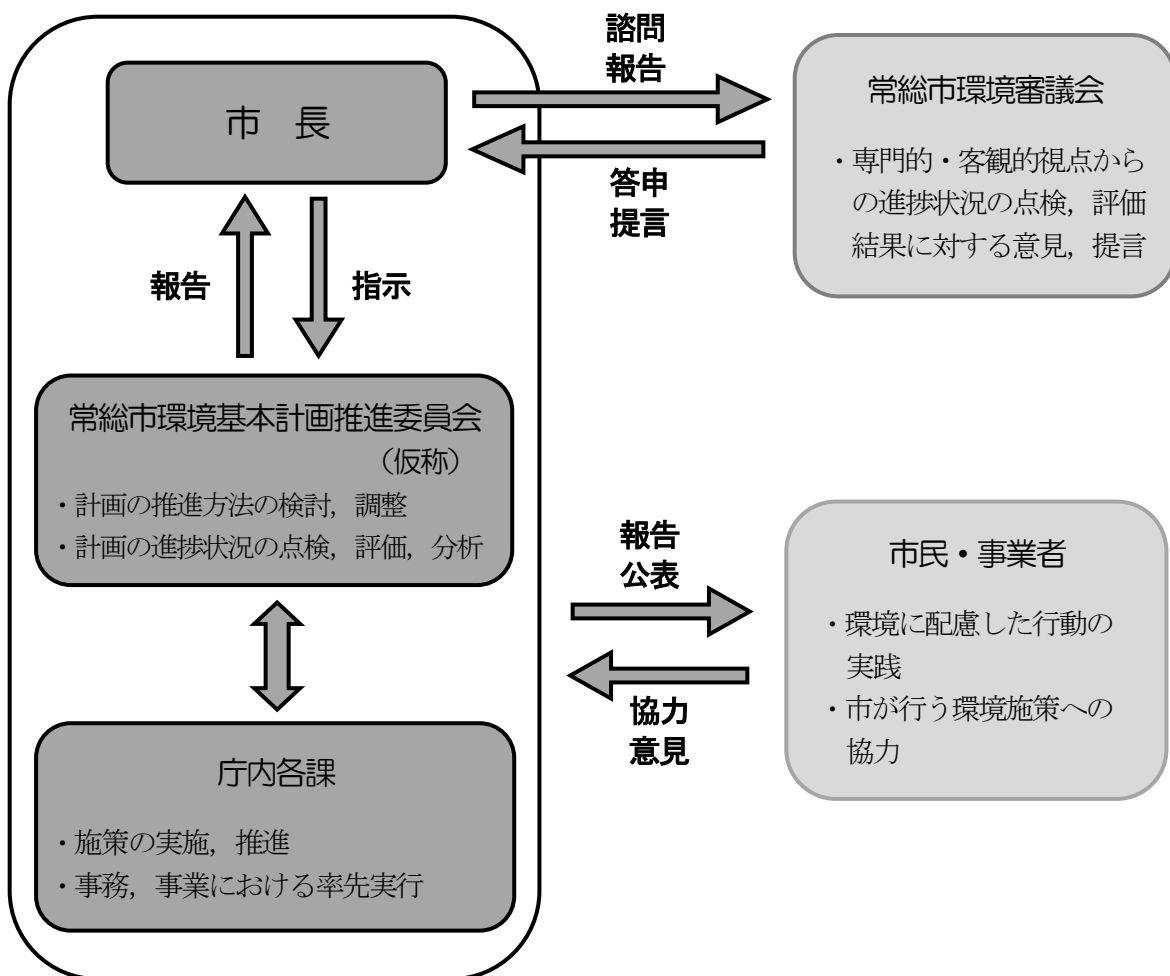
---

第6章では、計画策定後の実効性を確保するために、市民や事業者、市が協働して計画を推進・進行管理していくための体制や手法、経済的課題への対応方策などを検討し整理しています。

### 6-1 計画の推進体制

#### (1) 推進体制

本計画で掲げた目指す環境像の実現のためには、一人ひとりの日々の心がけから、地域や市全体、周辺自治体と協力して実施する事業まで、幅広い取り組みが求められます。市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協力し、支え合い、一体となってこの計画を推進していくための体制づくりに努めます。



#### 1) 常総市環境審議会

計画の進捗状況や目標の達成状況の点検・評価結果に対して専門的・客観的視点から審議し、意見や提言を行います。

#### 2) 常総市環境基本計画推進委員会（仮称）

本計画で定める施策や事業を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の関係課等で横断的な組織を形成し、各課相互の連絡体制をとり、推進方策の検討や庁内の調整、進捗状況の点検・評価・分析などを行います。

## (2) 市民参加の推進

環境保全を図るためには、日常生活や事業活動において一人ひとりが意識し取り組むことが最も重要であり、本計画の着実に効果的な推進に向けて、市民や事業者の理解と積極的な参画が必要不可欠です。

市民・事業者・市が互いに果たすべき役割と責任を分担し、良きパートナーとして目指す環境像の実現に向けて取り組むため、「常総市市民協働のまちづくり推進条例」に基づいて、市は意識啓発や参画の提供、体制づくり等を進め、市民参加の推進を図ります。

### 【参考：常総市環境基本条例】

(市民等との協力)

第22条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

## (3) 環境保全に係る情報の収集及び提供

市民・事業者の主体的な取り組み促進に向け、その行動を促す具体的な取組方法等を、ホームページや広報紙等を活用して分かりやすく提供します。

また、本計画の目的及び内容（施策・事業）について周知するとともに、年次報告書を作成し本市の環境の現状や本計画に基づいて実施された施策について公表します。

### 【参考：常総市環境基本条例】

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## (4) 各種計画との連携・調整

本計画は、市内における環境の保全及び創造に関する最も基本となる計画であり、本市が定める他の計画においても本計画との整合性が図られている必要があります。

このため、本市が定める他の計画のうち、環境の保全及び創造にかかわる部分については、本計画で定める基本的な方向性に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

### 【参考：常総市環境基本条例】

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

## (5) 周辺自治体・関係機関との連携

広域的な環境問題に取り組むにあたっては、市内だけを対象に考えるのではなく、広域的な視点で取り組むことも非常に重要です。

例えば複数の市を流れる河川の整備や水質浄化対策など、広域的視点から取り組む必要があるものについては、周辺自治体や茨城県、関係機関などと連携して事業を推進するとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

### 【参考：常総市環境基本条例】

(国及び他の地方公共団体との協力)

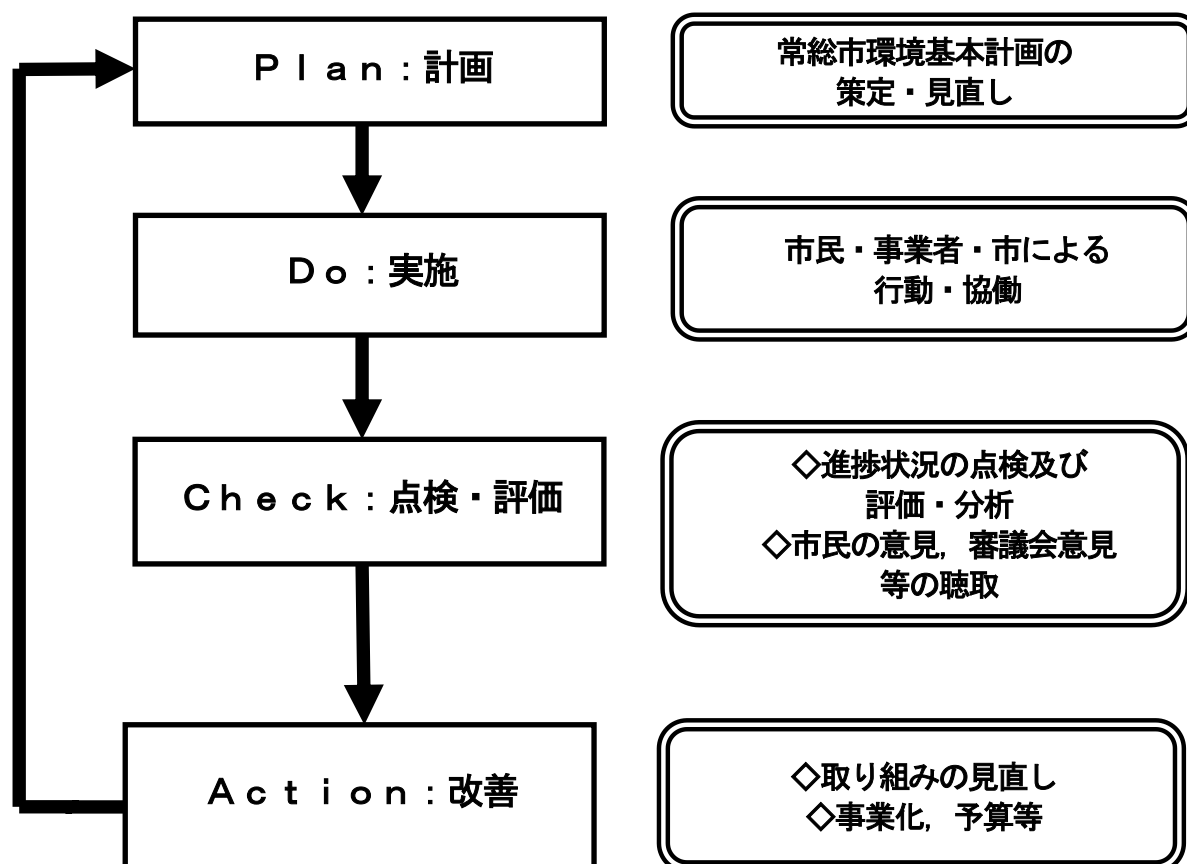
第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第24条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 6-2 計画の進行管理

本計画の進行管理方策として、Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検・評価)、Action (改善) のPDCAサイクルを基本とした進行管理体制を整備します。P→D→C→A→P→D…とサイクルを繰り返し、向上させることで、プロジェクトの進行状況における問題を解決・改善しながら、計画に基づく施策の実行性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していきます。





### 6-3 経済的課題への対応方策の検討

計画に掲げる目標の達成に向け、施策や事業を中長期的に継続して円滑に推進していくため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。特に重点プロジェクトなど、確実な実施が求められる取り組みについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助金制度や支援制度の情報を幅広く収集し活用を検討するほか、「元気のみなもと補助金」などの充実と有効な利用方策を検討するなどしながら、適切な財源の確保に努めます。

また、施策の推進にあたっては、費用対効果を勘案するとともに、市民・事業者の参加と協働を進め、行政と民間企業との連携による事業実施を検討するなど、財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めます。

#### 【参考：常総市環境基本条例】

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。



## 資料編

---

資料 1 常総市環境基本条例

資料 2 計画の策定体制

資料 3 計画の策定経過

資料 4 環境に関する市民・事業所等の意識調査結果

資料 5 用語解説

---

# 資料1 常総市環境基本条例

## ○常総市環境基本条例

平成25年3月21日

条例第9号

### (目的)

第1条 この条例は、恵み豊かな環境の保全及び安らぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、水と緑に恵まれた市の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行うものとする。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進するものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を未然に防止し、自然環境を良好に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造への理解を深め、日常生活における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の保護、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との触れ合いを保つとともに、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進し、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定においては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画の策定においては、あらかじめ常総市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対する必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、水と緑の環境を生かした水辺空間施設の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する啓発等の推進)

第16条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する理解を深め、自発的な活動の促進を図るため、意識向上のための啓発を推進するとともに、情報提供、広報活動等の充実に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第20条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協力)

第 22 条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 24 条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第 25 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、審議するため、常総市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の代表者
- (2) 公益の代表者
- (3) 産業界の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民の代表者

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

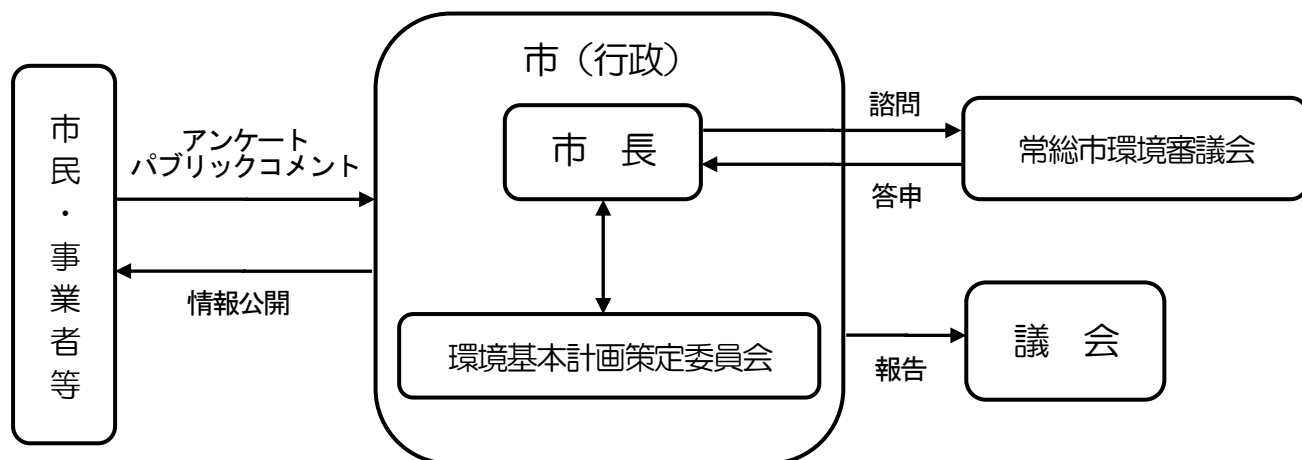
1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に常総市公害防止条例の一部を改正する条例(平成 25 年常総市条例第 10 号)の規定による改正前の常総市公害防止条例(昭和 47 年水海道市条例第 28 号。以下「旧条例」という。)第 30 条第 1 項の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に第 25 条第 4 項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者に係る委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、同日前におけるその者に係る旧条例第 30 条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 資料2 計画の策定体制

### ◆計画の策定体制



### ◆常総市環境審議会委員名簿（計画検討当時）

区分	氏名	役職名
市議会の代表者	中村 安雄	市議会議員
	小林 剛	市議会議員
	関 優嗣	市議会議員
公益の代表者	生井 邦彦	市商工会会長
	野村 清	市自治区長連絡協議会会長
	倉持 創一	市農業委員会会長
産業界の代表者	長岡 徳樹	市工業懇話会会長
	染谷 正美	常総市建友会会長
	塚本 治男	常総ひかり農業協同組合 代表理事組合長
	渡邊 日出雄	(株)全農ハパック代表取締役社長
学識経験者	中川 邦夫	茨城県きぬ医師会会長
	黒鳥 郭司	薬剤師会常総支部監事
市民の代表者	的場 伸一	自然友の会
	青葉 和也	水海道青年会議所
	中村 佐世子	市消費者連絡協議会
	菊地 まち子	市石下生活改善グループ
	坂巻 節子	市地域女性団体連絡会
	寺田 由紀子	市子ども会育成連合会
	大澤 清	NPO 法人環境保護の会
青木 智也	郷土研究家(作家)	



## 資料3 計画の策定経過

### ◆常総市環境基本計画の策定経過

#### 【2014年度】

期 日	活 動	内 容
2014年 10月7日(火)～ 10月31日(金)	環境に関する意識調査の実施	市 民 1,500人 回答率 32.93% 中学校 5校 155人 事業所 200社 回答率 49.00%
10月22日(水)～ 11月14日(金)	環境に関する市民団体意識調査	市民団体 11団体
12月18日(木)	第1回環境基本計画策定委員会	環境基本計画(原案) 環境に関する意識調査結果報告

#### 【2015年度】

期 日	活 動	内 容
2015年 5月20日(水)	第2回環境基本計画策定委員会	
8月7日(金)	第3回環境基本計画策定委員会	
12月22日(火)	第2回常総市環境審議会	環境基本計画(案)に関する審議

#### 【2016年度】

期 日	活 動	内 容
2017年 2月7日(火)	第4回環境基本計画策定委員会	

#### 【2017年度】

期 日	活 動	内 容
2017年 3月28日(火)～ 4月26日(水)	パブリックコメント (市民意見募集)	提出された意見はありませんでした

# 市民

## 質問1

### 1 あなたの性別について【市民男女計】

男	221
女	264
不明	9
計	494

### 2 あなたの年齢【市民男女計】

	男	女	不明	計
20歳未満	3	5	0	8
20歳代	13	21	0	34
30歳代	33	35	0	68
40歳代	30	33	0	63
50歳代	34	45	0	79
60歳代	53	64	0	117
70歳代以上	55	60	0	115
不明	0	1	9	10
計	221	264	9	494

### 3 あなたの職業【市民男女計】

	1 自営業 (農業)	2 自営業 (農業以外)	3 会社員 (製造業)	4 会社員 (製造業以外)	5 公務員	6 家事専業	7 パート・ アルバイト	8 学生	9 無職	10 その他	計
20歳未満	0	1	2	2	0	0	0	4	0	0	9
20歳代	0	2	4	14	1	3	6	4	0	0	34
30歳代	0	6	14	17	5	10	10	0	4	2	68
40歳代	0	4	12	17	5	4	19	0	2	0	63
50歳代	2	5	9	30	4	8	16	0	2	3	79
60歳代	6	17	4	8	2	25	14	0	34	6	116
70歳代以上	13	5	0	3	0	11	2	1	70	8	113
不明	2	0	0	1	0	1	0	0	4	0	8
計	23	40	45	92	17	62	67	9	116	19	490

### 4 あなたのお住まいの地域【市民男女計】

	1 水海道	2 豊岡	3 菅原	4 大花羽	5 三妻	6 五箇	7 大生	8 坂手	9 内守谷	10 菅生
20歳未満	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	6	3	2	1	2	0	1	0	4	4
30歳代	13	5	2	2	3	2	2	3	9	4
40歳代	8	6	2	4	7	3	3	4	1	4
50歳代	13	5	4	4	1	6	6	1	5	1
60歳代	22	12	4	2	5	5	5	9	7	13
70歳代以上	29	11	8	2	10	4	3	5	4	4
不明	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0
計	94	44	24	15	28	20	21	22	30	30

	11 石下	12 豊田	13 玉	14 岡田	15 飯沼	16 不明	計
20歳未満	1	0	0	1	2	0	8
20歳代	6	4	0	0	1	0	34
30歳代	11	0	2	6	4	0	68
40歳代	8	2	3	4	4	0	63
50歳代	12	4	5	9	3	0	79
60歳代	11	0	2	15	5	0	117
70歳代以上	16	5	1	6	7	0	115
不明	0	1	1	2	0	2	10
計	65	16	14	43	26	2	494

質問2 あなたがお住まいになっている地域の、環境の満足度について【市民男女計】

項 目	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
1 身近な水や緑などの自然の豊かさ	151	176	98	21	12	458
2 野鳥や草花などの生物とのふれあい	101	158	161	22	13	455
3 水や水辺とふれあえるまち	70	107	192	50	29	448
4 緑とのふれあい	125	166	129	18	10	448
5 空気のきれいさ	131	175	111	23	10	450
6 川や池のきれいさ	30	80	205	84	44	443
7 騒音や振動がない静かさ	78	116	136	72	53	455
8 悪臭がない	79	149	121	65	35	449
9 公共の広場・公園の充実度	34	90	147	106	73	450
10 市街地における緑(街路樹・生垣等)の豊かさ	38	114	193	74	31	450
11 自然景観(田園風景)の美しさ	112	176	125	24	13	450
12 ゴミの散乱(ポイ捨て)がなく快適だ	10	86	137	141	82	456
13 ペットのフンの後始末の良さ	9	67	159	123	95	453
14 高齢者や障害者の暮らしやすさ	13	67	214	103	57	454
15 まち並みの美しさ	13	78	235	82	40	448
16 歴史的・文化的遺産が大切に保存されている	32	153	214	33	13	445
17 飲み水がおいしい	37	101	207	69	39	453
18 不法投棄の少なさ	11	80	164	118	78	451
19 鉄道やバスなどの公共交通の便がいい	17	45	93	103	192	450
20 道路の渋滞の少なさ	41	134	157	82	40	454
21 駅や公共施設への交通機関の利用のしやすさ	18	60	118	110	147	453
22 地域における環境に関する活動の充実度	12	60	233	87	43	435

質問3 地域の将来の環境を考えたとき、望ましい環境の姿とはどのようなものだと思いますか。【市民男女計】

項 目	人
1 身近な水や緑といった自然環境が豊かなまち	106
2 野鳥や草花とふれあえるまち	22
3 水や水辺とふれあえるまち	16
4 緑とふれあえるまち	17
5 空気がきれいでさわやかなまち	88
6 川や池がきれいなまち	32
7 騒音や振動が少ない静かなまち	83
8 悪臭の少ないさわやかなまち	54
9 公園や広場が十分に整備されたまち	80
10 市街地の身近な緑が豊かなまち	15
11 自然景観(田園風景)などが良好なまち	36
12 ゴミの散乱(ポイ捨て)がない快適なまち	119
13 ペットのフンが放置されていない清潔なまち	48
14 高齢者や障害者が暮らしやすいまち	197
15 まち並みの景観が良好なまち	21
16 歴史的・文化遺産が大切にされるまち	21
17 電気や水などのエネルギーや資源を大切にすまち	42
18 不法投棄がないまち	67
19 鉄道やバスなどの公共交通が利用しやすいまち	149
20 道路渋滞が少ないまち	23
21 駅や公共施設への交通機関の利用がしやすいまち	111
22 地域における環境に関する活動が充実したまち	30
23 その他	12
計	1,389

質問4 『将来に残したい』と思うもの・ところはありますか。【市民男女計】

名称・場所	人
1 常総きぬ川花火大会	59
2 菅生沼	46
3 坂野家住宅	40
4 長塚節生家	23
5 あすなろの里	21
6 水海道祇園祭	18
大塚戸の綱火	18
8 お祭り	13
鬼怒川	13
10 千姫まつり	11
- その他	149
計	411

質問5 環境保全のためにどのような取り組みを行っていますか。【市民男女計】

	項 目	常に実行している	時々実行している	今後は実行したい	今後も実行しない	該当しない	計
1	エコマークや省エネラベルなどがついた環境にやさしい商品を買っている	63	198	113	4	40	418
2	洗剤やシャンプーなど詰め替え商品を積極的に利用している	324	85	11	3	13	436
3	マイバッグ(エコバッグ)などを利用し、レジ袋削減に協力している	322	84	22	1	8	437
4	冷暖房の適温設定などエネルギーの節約に心がけている	254	132	33	3	10	432
5	アイドリングストップなどのエコドライブに心がけている	158	134	81	8	45	426
6	ゴミの分別ルールをしっかりと守っている	382	43	7	1	4	437
7	古新聞や空き缶などの資源回収に協力している	378	42	15	2	6	443
8	台所から調理クズや廃油を流さないようにしている	317	86	21	6	8	438
9	生ゴミを堆肥化して再利用している	92	74	116	60	92	434
10	風呂の残り湯を洗濯や庭木の水やりなどに利用している	119	86	102	67	52	426
11	生垣、庭やベランダなどに花や緑を増やすようにしている	188	126	63	19	35	431
12	ゴミのポイ捨てなどの迷惑行為は行わないようにしている	314	19	0	2	1	336
13	庭や畑などでゴミを燃やさないようにしている	267	92	41	8	21	429
14	テレビの音やベットの鳴き声など、近所への配慮を心がけている	315	72	21	3	23	434

質問6 環境保全のための市民活動への参加について、どのようにお考えですか。【市民男女計】

	項 目	人
1	すでに参加している、または過去に参加したことがある .....質問7-1へ	62
2	今後機会があれば参加したい.....質問7-2へ	183
3	あまり参加したいとは思わない.....質問7-3へ	153
4	参加したくない.....質問7-4へ	42
	計	440

質問7 質問6で回答された方にお尋ねします。【市民男女計】

1 すでに参加したことがある、または過去に参加したことがある環境保全活動はどのような内容ですか。

	項 目	人
1	自然観察や自然保護活動	7
2	公園・道路などに草花などを植える緑化活動	4
3	文化財・歴史的な遺産などの清掃美化活動	2
4	道路・河川・公園などでの清掃美化活動	33
5	フリーマーケット(出店や物品の購入)	7
6	ゴミ処理施設や下水処理施設などの見学会	6
7	環境に関する講演会などの環境学習会	1
8	その他	2
	計	62

2 今後最も参加したいと思う環境保全活動を1つ選んでください。

	項 目	人
1	自然観察や自然保護活動	28
2	公園・道路などに草花などを植える緑化活動	37
3	文化財・歴史的な遺産などの清掃美化活動	10
4	道路・河川・公園などでの清掃美化活動	33
5	フリーマーケット(出店や物品の購入)	36
6	ゴミ処理施設や下水処理施設などの見学会	21
7	環境に関する講演会などの環境学習会	18
8	その他	0
	計	183

3 あまり参加したいとは思わないと回答した理由を1つ選んでください。

	項 目	人
1	環境問題は自分と関係なく、興味がない	1
2	どのような環境保全活動があるか、知らない	83
3	市民が取り組むよりは、行政が責任を持つべきである	22
4	事業者がもっと責任を持つべきだ	12
5	本当に環境がどうなるか不明確なので、環境保全活動を行う必要はないと思う	2
6	その他	33
	計	153

4 参加したくないと回答した理由を1つ選んでください。

	項 目	人
1	環境問題は自分と関係なく、興味がない	2
2	どのような環境保全活動があるか、知らない	14
3	市民が取り組むよりは、行政が責任を持つべきである	6
4	事業者がもっと責任を持つべきだ	3
5	本当に環境がどうなるか不明確なので、環境保全活動を行う必要はないと思う	0
6	その他	17
	計	42

質問8 今後、市民一人ひとりが環境問題に取り組んでいく上で、必要となる環境情報はどのようなものでしょうか。【市民男女計】

	項 目	人
1	環境に関する一般的な知識	203
2	大気・水質・騒音など公害に関する情報	144
3	動植物など自然環境に関する情報	45
4	ゴミやリサイクルに関する情報	222
5	地球環境に関する情報	46
6	環境学習に関する情報	25
7	環境保全に関する情報	68
8	その他	10
	計	763

質問9 環境問題を解決していくためには、市民・事業者・行政の協働が必要であると思われませんが、質問5～8を受け、市民が環境保全のための取り組みを実践していくために、行政に支援してもらいたいものは何ですか。【市民男女計】

	項 目	人
1	ホームページや広報等での情報提供	189
2	環境保全の取り組みを実施していくための相談体制の充実	96
3	環境に関して学習できる講座等の開催	78
4	環境保全にかかわるイベント等の実施	160
5	日常生活のエコライフ度が評価できる方法の紹介	140
6	環境保全のために熱心に取り組む市民や事業者の表彰制度	61
7	環境保全の取り組みの成果に応じて特典が得られる制度の導入	149
8	環境保全の取り組みに対する物資等の支援	163
9	環境保全に取り組む市民・事業者・環境保護団体等の情報交換の場づくり	114
10	その他	7
	計	1,157

# 中学生

質問1 あなたの性別,学校について

質問2 あなたは「生活の便利さ」と「環境を守ること」を比べた場合、どちらを大切にすべきだと思いますか。

	男性	女性	計
水海道中	14	14	28
鬼怒中	12	14	26
水海道西中	18	19	37
石下中	17	15	32
石下西中	16	16	32
計	77	78	155

	生活の便利さのほうが大切	環境を守ること も大切だが、どちらかというと生活の便利さのほうが大切	生活の便利さも大切だが、どちらかというと環境を守ることのほうが大切	環境を守ることのほうが大切	計
水海道中	1	5	19	3	28
鬼怒中	1	4	16	5	26
水海道西中	1	10	23	3	37
石下中	3	3	23	2	31
石下西中	2	3	20	5	30
計	8	25	101	18	152

質問3 あなたが常総市で『将来に残したい(自然が豊富,雰囲気が良い,景色が良い,伝統的な行事・お祭り)』と思うところ(もの)はありますか。

	名称・場所	人
1	祇園祭	23
2	花火大会	22
	お祭り	22
4	坂野家住宅	7
	豊田城	7
	将門まつり	7
7	菅生沼	3
	千姫まつり	3
	長塚節生家	3
-	その他	43
	計	140

質問4 あなたが住んでいる地域の環境の満足度についておたずねします。

## 1 木々の緑が多い

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	10	12	5	1	0	28
鬼怒中	10	10	4	1	1	26
水海道西中	16	17	4	0	0	37
石下中	10	12	6	3	1	32
石下西中	12	12	4	2	1	31
計	58	63	23	7	3	154

## 2 神社やお寺, 昔の街並みなどが残っている

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	19	6	2	0	1	28
鬼怒中	11	6	6	1	2	26
水海道西中	14	19	3	1	0	37
石下中	9	14	6	1	2	32
石下西中	13	8	7	2	1	31
計	66	53	24	5	6	154

### 3 夜空の星がきれい

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	12	7	9	0	0	28
鬼怒中	13	8	5	0	0	26
水海道西中	22	10	4	0	0	36
石下中	13	11	3	4	1	32
石下西中	14	13	3	1	0	31
計	74	49	24	5	1	153

### 4 いろいろな生きものや草花がたくさんある

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	13	9	5	1	0	28
鬼怒中	13	8	5	0	0	26
水海道西中	19	10	4	3	0	36
石下中	13	11	6	1	1	32
石下西中	13	12	5	0	1	31
計	71	50	25	5	2	153

### 5 楽しく遊べる自然の場所が残っている

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	9	8	8	1	2	28
鬼怒中	8	7	7	3	1	26
水海道西中	10	17	7	3	0	37
石下中	6	7	11	4	4	32
石下西中	11	11	7	2	0	31
計	44	50	40	13	7	154

### 6 自然の景観(田園風景)が美しい

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	10	8	8	1	1	28
鬼怒中	13	9	3	0	1	26
水海道西中	15	13	6	3	0	37
石下中	12	6	11	1	2	32
石下西中	11	7	10	3	0	31
計	61	43	38	8	4	154

### 7 空気がきれいでいやなおいがない

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	3	6	13	4	2	28
鬼怒中	11	5	8	1	1	26
水海道西中	11	15	6	4	1	37
石下中	10	6	8	5	3	32
石下西中	8	14	6	3	0	31
計	43	46	41	17	7	154

8 工場や自動車の騒音がなく静か

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	4	3	11	2	8	28
鬼怒中	8	9	4	3	2	26
水海道西中	11	10	10	5	1	37
石下中	10	3	10	5	4	32
石下西中	8	9	11	1	1	30
計	41	34	46	16	16	153

9 川や池の水がきれい

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	3	4	6	8	7	28
鬼怒中	2	4	9	4	7	26
水海道西中	4	9	13	9	1	36
石下中	4	6	9	9	4	32
石下西中	2	6	12	8	3	31
計	15	29	49	38	22	153

10 川や道路、林などにゴミが捨てられていない

	満足している	どちらかという満足している	どちらともいえない	どちらかという不満である	不満である	計
水海道中	4	2	7	5	10	28
鬼怒中	4	1	11	5	5	26
水海道西中	1	12	8	11	5	37
石下中	5	3	9	9	6	32
石下西中	3	7	8	11	2	31
計	17	25	43	41	28	154

質問5 あなたは環境問題について、家族と話をしたことがありますか。そのときの話題はどのようなものでしたか。

	空気や、水の汚れ、騒音などの公害について	ゴミや資源回収(リサイクル)について	山、川、生き物などの自然について	歴史的・文化的遺産の保護について	地球温暖化などの地球環境について	話をしたことがない	その他	計
水海道中	13	12	8	8	6	4	0	51
鬼怒中	4	10	7	2	8	9	0	40
水海道西中	12	10	8	4	9	9	0	52
石下中	9	9	9	7	8	10	1	53
石下西中	7	14	6	1	7	11	0	46
計	45	55	38	22	38	43	1	242

質問6 あなたは自然の中でどんな遊びをしたことがありますか。

	魚釣り	川遊び・海遊び(魚とり・水遊びなど)	昆虫などの生物採集	植物採集	自然観察	サイクリング、ハイキング	キャンプ	自然の中で遊んだことがない	その他	計
水海道中	12	12	13	6	3	11	12	0	0	69
鬼怒中	11	13	10	4	8	14	9	0	0	69
水海道西中	22	20	17	4	8	8	14	1	0	94
石下中	11	19	9	2	3	10	13	1	0	68
石下西中	19	17	12	2	2	6	10	2	0	70
計	75	81	61	18	24	49	58	4	0	370



質問7 あなたは普段の生活の中で、環境に配慮するため、どのようなことを実行していますか。

	項 目	水海道中	鬼怒中	水海道西中	石下中	石下西中	計
1	スイッチをまめに消すなど電気の節約に心がけている	22	19	20	19	15	95
2	暖房や冷房の温度は控えめにしている	17	11	15	10	14	67
3	水道を出しっぱなしにしないなど水の節約に心がけている	19	22	22	23	24	110
4	文房具を最後まで使い切るなど物を大切にしている	13	9	6	8	9	45
5	ゴミの分別ルールをしっかりと守っている	23	17	29	19	20	108
6	古新聞や空き缶などの資源回収に参加している	15	9	11	12	15	62
7	ゴミ・缶などのポイ捨ては行わないようにしている	21	18	29	21	19	108
8	買い物をするときは、レジ袋をむやみにもらわないようにしている	19	9	16	14	14	72
9	近所の迷惑にならないようにテレビなどの音量に気をつけている	14	12	11	11	7	55
10	河川の清掃活動や花や木を植える活動には参加するようにしている	5	2	0	4	0	11
	計	168	128	159	141	137	733

質問8 あなたはこれからの環境についてどのような学習や活動をしたいですか。

	項 目	水海道中	鬼怒中	水海道西中	石下中	石下西中	計
1	環境について専門家の人から話を聞いたり、質問をしてみたい	4	4	2	3	1	14
2	川や池の水がどのくらい汚れている調べたい	19	16	17	15	19	86
3	動物や植物の自然観察をしたい	11	10	22	15	14	72
4	環境に配慮した活動をしている工場などを見学したい	5	2	9	3	7	26
5	ゴミ拾いや、草刈りなどの清掃活動を体験したい	10	10	7	9	8	44
6	環境に関する本を読んだり、インターネットで調べてみたい	11	11	8	6	11	47
7	その他	0	0	0	0	0	0
	計	60	53	65	51	60	289

質問9 あなたは環境についての情報をどのように得ていますか。

	項 目	水海道中	鬼怒中	水海道西中	石下中	石下西中	計
1	新聞・雑誌	14	8	12	13	5	52
2	テレビ・ラジオ	22	24	26	25	23	120
3	インターネット・携帯(スマホ)	17	13	17	12	11	70
4	学校での授業	14	17	21	9	8	69
5	図書館	4	2	1	3	0	10
6	家族	8	9	11	4	7	39
7	その他	0	0	1	1	1	3
	計	79	73	89	67	55	363

質問10 常総市の環境をより良くしていくために、あなたは地域の環境を守る活動に参加したことがありますか。

	項 目	水海道中	鬼怒中	水海道西中	石下中	石下西中	計
1	生き物を守る活動	7	3	13	5	3	31
2	花や木を育てる活動	7	4	9	8	4	32
3	歴史・文化に関する活動	3	1	5	4	2	15
4	地域をきれいにする活動	10	8	18	8	11	55
5	リサイクル活動	18	12	18	16	12	76
6	その他	0	0	1	1	1	3
	計	45	28	64	42	33	212

# 事業所

質問1 貴事業所のことについてお尋ねします。

1 貴事業所の所在はどちらですか。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
所在	水海道	豊岡	菅原	大花羽	三妻	五箇	大生	坂手	内守谷	菅生	石下	豊田	玉	岡田	飯沼	不明	
件数	38	6	3	0	4	2	2	5	6	3	19	2	3	3	2	0	98

2 貴事業所の業種について

	業 種	件数
1	農林漁業	1
2	建設業	17
3	製造業	17
4	卸売・小売業	7
5	飲食業	8
6	金融・保険・不動産業	3
7	運輸・通信業	4
8	サービス業	28
9	その他	13
10	不明	1
	計	0

3 貴事業所の従業員規模(パート・アルバイト等を含む)について

	人 数	件数
1	10人未満	63
2	10～50人未満	26
3	50～100人未満	2
4	100人以上	5
5	不明	2
	計	98

4 貴事業所の在在年数について

	年 数	件数
1	5年未満	0
2	5～10年未満	4
3	10～20年未満	15
4	20～30年未満	18
5	30年以上	58
6	不明	3
	計	98

質問2 貴事業所が環境保全に取り組まれているのはどのような理由からですか。

	項 目	件数
1	法令を順守するため必要だから	22
2	取引先から環境対策を求められているから	0
3	社会での環境意識が高いため、企業としても取り組まざるを得ない	5
4	企業の社会責任であると考えから	32
5	事業所や製品・商品などのイメージアップのため	3
6	省エネルギーや資源リサイクルは結果的にコスト削減につながるから	21
7	特に環境保全には取り組んでいない	12
8	その他	2
	計	97

質問3 貴事業所では、現在どのような環境保全のための取り組みを行なっていますか。

	項 目	取り組んでいる	取り組む予定である	取り組む予定はない	事業に該当しない	計
1	事業所の建物、敷地内の緑化	48	6	9	19	82
2	建物(高さ、色)の周辺景観との調和	29	5	19	27	80
3	道路、河川、公園などでの清掃・美化活動への参加協力	26	14	20	15	75
4	ばい煙や粉じんの発生防止対策	22	3	5	49	79
5	水質汚濁防止対策	35	3	5	35	78
6	騒音や振動の発生防止対策	27	3	7	43	80
7	悪臭の発生防止対策	22	2	5	50	79
8	節水	67	7	1	9	84
9	再生紙の使用や紙の使用量の削減	56	10	3	11	80
10	グリーン購入(再生品など)の実践	40	16	8	14	78
11	省エネ型製品など環境に配慮した製品の製造・販売	13	8	7	52	80
12	冷暖房の温度設定やクールビズによる省エネルギーの推進	66	6	3	8	83
13	照明の減灯・消灯や待機電力のカットによる省エネルギーの推進	71	7	2	5	85
14	省エネルギー型機器の導入	44	14	10	11	79
15	太陽光発電システムの導入	13	5	47	17	82
16	太陽光以外の再生可能エネルギー発電システムの導入	4	4	55	19	82
17	ゴミの減量化対策	49	17	9	5	80
18	ゴミの分別やゴミの再資源化	78	4	3	3	88
19	リサイクル可能な製品の製造・販売	13	3	11	54	81
20	簡易梱包の実践、梱包材などのリユース	20	6	5	45	76
21	エコカーの導入	20	16	26	20	82
22	公共交通機関の利用促進	12	8	27	34	81
23	アイドリングストップなどのエコドライブの実践	37	11	11	21	80
24	ノーマイカーデーの実践	4	1	45	31	81
25	事業所内での環境教育の推進	25	16	16	23	80
26	環境保全などに関する情報の収集・提供	18	23	20	19	80
27	市民や環境保護団体などの環境保全活動への参加・協力	12	23	28	17	80
28	ISO14001の取得	3	6	42	27	78
29	その他	0	0	1	1	2

質問4 貴事業所は、環境保全のための市民団体活動への協力について、どのようにお考えですか。

	項 目	件数
1	すでに協力している、または過去に協力したことがある .....質問5-1へ	32
2	今後機会があれば協力したい.....質問5-2へ	53
3	あまり協力したいとは思わない.....質問5-3へ	12
	計	97

質問5-1 貴事業所がすでに協力している、または過去に協力したことがある環境保全活動はどのような内容ですか。

	項 目	件数
1	自然観察や自然保護活動	3
2	公園・道路などに草花などを植える緑化活動	1
3	文化財・歴史的な遺産などの清掃美化活動	1
4	道路・河川・公園などでの清掃美化活動	15
5	資源のリサイクル	11
6	ゴミ処理施設や下水処理施設などの見学会	0
7	環境に関する講演会などの環境学習会	1
8	その他	0
	計	32

質問5-2 貴事業所が今後、最も協力してみたいと思う環境保全活動は何ですか。

	項 目	件数
1	自然観察や自然保護活動	6
2	公園・道路などに草花などを植える緑化活動	4
3	文化財・歴史的な遺産などの清掃美化活動	3
4	道路・河川・公園などでの清掃美化活動	11
5	資源のリサイクル	23
6	ゴミ処理施設や下水処理施設などの見学会	0
7	環境に関する講演会などの環境学習会	5
8	その他	1
	計	53

質問5-3 貴事業所が協力したいと思わない理由は何ですか。

	項 目	件数
1	事業所としては、環境保全活動に協力する予定はない	1
2	事業所としては、協力している余裕がない	5
3	協力できる環境保全活動に関する情報が無い	6
4	その他	0
	計	12

質問6 貴事業所が、環境保全のための取り組みを実践していくうえで、障害となるものは何ですか。

	項 目	件数
1	資金の不足	40
2	人材の不足	47
3	社内技術・ノウハウの不足	16
4	手間や時間がかかる	27
5	環境保全に関する情報の不足	32
6	取引先・事業所内での理解協力が得られない	3
7	事業所内に環境保全のための取り組みを推進するための部署がない	11
8	どのような分野を重視して取り組むべきかわからない	21
9	実施したときの事業活動への効果が不明	9
10	実施したときの環境への効果が不明	9
11	取り組む必要を感じない	5
12	その他	6
	計	226

質問7 今後、事業所が環境問題に取り組んでいくうえで、必要となる情報はどのようなものでしょうか。

	項 目	件数
1	環境に関する現状や問題点など一般的な知識	49
2	事業活動にどのような環境配慮が必要なのかという情報	33
3	具体的な環境問題に対する対処方法・解決方法などの情報	35
4	他の事業所での取り組み状況に関する情報	19
5	環境対策に要する費用などに関する情報	18
6	環境に関わる法律や制度、規制などの情報	16
7	その他	1
	計	171

質問8 貴事業所の企業活動が周辺に与えている環境負荷があるとしたら何でしょうか。

	項 目	件数
1	大気汚染	10
2	水質汚濁	11
3	土壌汚染	3
4	騒音・振動	20
5	地盤沈下	2
6	悪臭	4
7	地下水汚染	1
8	有害化学物質の排出拡散	4
9	日照障害	1
10	電波障害	1
11	開発などによる自然の減少	4
12	身近な生物種の減少	1
13	一般廃棄物(ゴミ)の増加	16
14	産業廃棄物の増加	16
15	自動車などの交通量の増加	12
16	地球温暖化	14
17	資源・エネルギー使用量の増加	13
18	特に環境負荷はない	31
19	その他	1
計		165

質問9 貴事業所では環境保全に架かるコスト負担についてどのようにお考えですか。

	項 目	件数
1	コスト負担をしても、環境保全を最優先すべきである	6
2	環境保全のためには、多少のコスト負担ならやむを得ない	56
3	環境を保全するためとはいえ、できればコスト負担はしたくない	30
4	経済性を重視し環境が少々悪化しても、コスト負担はしたくない	2
5	その他	3
計		97

質問10 環境問題を解決していくためには、市民・事業所・行政の協働が必要であると思われませんが、貴事業所ではどのような協力ができるとお考えですか。

	項 目	件数
1	環境保全に関する基金や環境保護団体等への援助などの金銭的な支援	19
2	各種の環境保全活動に対する労力(人材)の提供	27
3	環境学習会や講演会等の開催などの場の提供	10
4	行政や市民団体等への環境保全に関する技術等の提供	2
5	特に協力できることはない	30
6	その他	9
計		97

質問11 貴事業所が環境保全のための取り組みを行ううえで、行政に対しどのような支援等を望みますか。

	項 目	件数
1	環境に関する情報の収集、提供、相談窓口の設置	42
2	環境保全に関する助成(融資)制度の拡充・税制上の優遇措置	33
3	環境保全に関する技術的な指導、支援	30
4	事業者を対象とした環境セミナーの開催	34
5	環境保全に関する法律や条例などの整備	34
6	事業所の環境活動の地域へのPRや協力要請	18
7	事業所の環境に配慮した製品の地域へのPR	4
8	環境対策を行う事業所・店舗に対する評価制度の確立	8
9	環境保全に取り組む市民・事業者・環境保護団体等の情報交換の場づくり	21
10	特に望むことはない	9
11	その他	1
計		234

# 市民団体

質問1 貴団体のことについてお尋ねします。

1 活動年数は何年ですか。

	年 数	件数
1	3年未満	0
2	3年以上5年未満	0
3	5年以上10年未満	2
4	10年以上20年未満	1
5	20年以上	6
6	不明	0
計		9

2 会員数は何人ですか。

	人 数	件数
1	10人未満	0
2	10人以上20人未満	1
3	20人以上50人未満	1
4	50人以上	7
5	不明	0
計		9

3 主な活動区域は、どの程度になりますか。

	区 域	件数
1	市内の小学校区～中学校区程度	1
2	常総市内	5
3	常総市近郊	2
4	茨城県内	0
5	関東圏内	1
6	それ以上	0
7	その他	0
計		9

質問2 貴団体では、近年(5年程度)の環境の状況をどのように実感されていますか。

	1	2	3	4	5	6
	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪化している	悪化している	わからない
自然環境	0	1	2	5	1	0
生活環境	0	1	5	2	1	0
快適環境	0	1	5	3	0	0
地球環境	0	0	3	4	2	0

質問3 貴団体の主な活動内容はどれになりますか。

	項 目	件数
1	限定せずに環境全般	5
2	森林保全	2
3	大気保全	0
4	自然保護	4
5	緑化活動	2
6	地球温暖化防止	2
7	水質保全	1
8	廃棄物・リサイクル対策	3
9	土壌環境保護	0
10	有害化学物質削減	1
11	野生動物保護	2
12	地球環境づくり	3
13	消費・生活	2
14	エコビジネス普及	0
15	都市交通改善	0
16	省・新エネルギー普及	2
17	環境教育	2
18	その他	2
計		33

質問4 貴団体では、現在の活動に満足していますか。

	項 目	件数
1	満足	1
2	まあまあ満足	5
3	あまり満足していない	3
4	満足していない	0
5	わからない	0
計		9

質問5 貴団体の活動における問題点・課題は何ですか。

	項 目	件数
1	会員が増えない	3
2	会員が高齢化している	7
3	会員が少ない	1
4	活動資金が不足している	4
5	活動の場が少ない	0
6	行政との連携が不足している	4
7	情報発信の方法がない	1
8	事務所等の活動拠点がない	0
9	他団体との交流がない	2
10	役員を務める人材がいない	3
11	問題点・課題はない	0
12	その他	1
計		26

質問6 会員増や人材確保意の方法として、取り組んでみたいことはありますか。

	項 目	件数
1	市民活動を希望する個人の受け入れ	7
2	学生ボランティアの受け入れ	2
3	体験型ボランティアの受け入れ	3
4	特にない	2
5	その他	0
計		14

質問7 行政が行う市民活動の支援において、特に必要と思われることは何ですか。

	項 目	件数
1	市民活動に対する情報提供	3
2	他の市民活動団体・事業者との協働事業	2
3	交流会の開催・交流の場の提供	3
4	助成金・補助金の情報提供	4
5	活動資金の支援	4
6	講習会・研修会の開催	3
7	団体運営等の相談体制の充実	3
8	その他	1
計		23

質問8 活動する上で他の市民活動団体・事業者・行政と協働していますか。または協働したことがありますか。

	項 目	件数
1	同じ分野の市民活動団体	4
2	違う分野の市民活動団体	5
3	事業者	1
4	行政	7
5	協働したことはない	1
6	その他	0
計		18

質問9 環境問題を解決していくためには、市民・事業者・行政の協働が必要であると思われませんが、貴団体が環境保全の取り組みを実践していくために、行政に支援してもらいたいものは何ですか。

	項 目	件数
1	ホームページや広報等での情報提供	1
2	環境保全の取り組みを実施していくための相談体制の充実	6
3	環境に関して学習できる講座等の開催	3
4	環境保全にかかわるイベント等の実施	2
5	日常生活のエコライフ度ができる方法の紹介	1
6	環境保全のために熱心に取り組む市民や事業者の表彰制度	0
7	環境保全の取り組みの成果に応じて特典が得られる制度の導入	1
8	環境保全の取り組みに対する物資等の支援	3
9	市民・事業者・環境保護団体等の情報交換の場づくり	6
10	その他	0
計		23

質問10 貴団体では、主にどのような手段でどのような手段で環境に対する情報を入手・発信していますか。

	項 目	入手	発信
1	環境問題や環境活動の現場	3	4
2	書籍	5	0
3	新聞・雑誌	6	1
4	テレビ・ラジオ	7	0
5	インターネット	5	1
6	ポスター・チラシ	2	3
7	機関紙・ニュースレター・パンフレット	3	4
8	講演会・セミナー・シンポジウム	5	2
9	口コミ	2	4
10	ダイレクトメール	1	2
11	企業訪問	1	0
12	行政訪問	3	0
13	その他	0	0
計		43	21

## あ行

### ISO14001 P11

国際標準化機構(ISO)が制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際企画。計画(Plan)をたて、実行(Do)し、点検評価(Check)し、見直し(Act)というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の低減を図る。

### いばらき営農塾 P21

茨城県において、新たに農業を始めようとする方など、これから農業を担う方々を支援する目的で、平成16年度より開講している研修です。作物の生理・生態や栽培方法などの講義と作物の栽培管理やパイプハウスづくりなどの実習を通して、基礎的な農業技術を体系的に学べる研修を行っています。

### 茨城エコ事業所登録制度 P11

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、県で実施している登録制度のこと。環境負荷の低減に配慮した取り組みを積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することにより、環境への負荷の少ない社会づくりを目指している。

### 茨城県環境保全施設金融融資制度 P40

県内の中小企業者に対し、環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する際に要する資金の融資あっせん及び利子の補給を行うものです。

### インセンティブ P40

やる気を起こさせること。目的を達成させるための刺激のこと。

### エコアクション21 P11

環境省が提唱する環境マネジメントシステム。環境パフォーマンス評価及び環境報告書を一に統合した環境配慮のツールで、中小企業等におい

ても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、認証取得の費用負担を軽くしているのが特徴。

### エコ・ショップ P11

県や市町村において、環境にやさしい商品の販売や簡易包装、ごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定します。

### エコステージ P11

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムです。

### エコドライブ P38

「急進進や急加速をしない」や「アイドリング・ストップ」など環境負荷の低減に配慮した自動車使用のこと。エコドライブにより自動車から排出される二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながり、燃料代の節約にもなる。

### エコ農業茨城 P22

茨城県では、環境にやさしい農業を推進することを目的としています。

さらに、地域で環境保全に取り組み、きれいな環境のもとで環境にやさしい農業を進めていこうとしており、茨城の農業、農村、そしてそこで生産される農産物を一緒にPRして、茨城の農業の発展につなげていくこととしています。

### 温室効果ガス P18

大気中にある二酸化炭素やメタンなどの、赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスの内、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄などの主要な6種類についての削減が定められています。



## か行

### 環境マネジメントシステム P11

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) といいます。

### グリーン購入 P28

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

## さ行

### 再生可能エネルギー P50

石油・石炭・天然ガスなどの限りあるエネルギーと違い、太陽光・太陽熱・水力・風力などの自然が再生することが可能なエネルギーのこと。これらは、人間が使用しても自然が再び生み出すことができる。

### 使用済小型家電回収ボックス P28

携帯電話やデジタルカメラなど小型家庭用電子機器は、大量生産・大量消費される一方、機種更新や世代交代によって大量に破棄されています。これらに含まれる、金・銀・銅やレアメタルと呼ばれる希少金属を再利用するための回収ボックスが市役所などに設置されています。

### 常総市市民の森 P22

市内に残る山林や雑木林に囲まれた自然を、未来に残すため市民の森として指定します。自然に親しむ市民の憩いの場として開放し、市民の自然保護に対する意識の高揚を図り、環境の保全及び創造に資することを目的としています。

### 生物多様性 P6

地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さを言います。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

### 新エネルギー P49

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべてが再生可能エネルギーとなります。

### しんきゅうさん P38

Web上から、購入予定製品と現在使っている製品の年間消費電力量、年間電気代、年間CO<sub>2</sub>排出量などを比較できる省エネ製品買換ナビゲーション。

### 親水公園 P32

水質汚濁や護岸工事などで水辺から遠ざけられた都市住民のために、河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように作られた公園。河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。

### スマートメーター P37

次世代電力計。毎月の検針業務の自動化やHEMS（住宅用エネルギー管理システム）等を通じた電気使用状況の見える化を可能にする次世代電力量計です。導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されています。

### 3R P7

ごみの量を減らす取り組みで、①ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、②不要になったものの再利用（リユース：Reuse）、③ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字を示したものを。

### 生活排水ベストプラン P25

下水道や合併処理浄化槽などを効率的に配置して、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために茨城県が策定したもの。

## た行

### 大好きいばらき P38

福祉社会づくり, 生活環境づくり, 人づくり, 茨城の風土づくりの4つを運動の柱に, 幅広い県民運動の推進に取り組んでいる, 大好きいばらき県民会議の広報紙。

### 多自然型工法 P34

治水上の安全性を確保しつつも, 生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない, また, 改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ, 良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す, 自然環境に配慮した工法。

### 地産地消 P22

地域で生産された農産物や水産物を, その地域で消費すること。消費者が, 生産者と『顔が見え, 話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに, 地域の農業と関連産業の活性化を図ることができる。

### 典型7公害 P30

公害対策基本法及び環境基本法で公害として定義されている大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭を指す。

### 特定外来生物 P6

もともと日本にいなかった外来生物のうち, 生態系, 人の生命・身体, 農林水産業への被害をおよぼすもので, 「特定外来生物法」で指定された生物のこと。飼育・栽培・保管・運搬・譲渡・輸入等が原則禁止されており, すでに定着しているものについては必要に応じて防除が行われる。

## な行

### 認定農業者 P21

意欲ある農業者を支援する制度として, 農業者が農業経営改善計画を作成し, 市町村が定めた基本構想に照らして市町村長がその計画を認定するもので, 農業経営改善計画の認定を受けた農業者を認定農業者とします。

### 農業制度資金 P21

県では, 農業の担い手の皆様が, 農業の規模拡大や経営改善を図ろうとする場合や, 新しい農業分野への進出を図る場合, 新規に農業を始める場合などに必要な資金を, 長期・無利子又は低利で利用できるように様々な融資制度を用意しています。

### 農地中間管理事業 P21

農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため, 農用地等の中間的受け皿となる組織をつくり事業として実施しています。

## は行

### BOD P27

生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand の略称で, 水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をさし, 河川の水の汚染状況を表すのに用いられる。一般にこの値が大きいとその水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。

### ビオトープ P33

特定の生物(Bio)が生息できる空間・場所(Tope)を意味します。元来は広範囲の自然生態系を意味するものですが, 人工的に目標生物を決めて, 植物や魚・昆虫が共存する空間として作りだした空間のことも意味しています。

## ま行

### 見える化 P37

情報や物事の全体が、誰にでも分かるようにすること。特に、企業活動で、業務の流れを映像・グラフ・図表・数値などによって誰にでも分かるように表すこと。問題を共有し、改善するのに役立つとされる。

## ら行

### 利用権設定等促進事業 P21

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地を貸したいかた（貸し手）から農業経営の規模拡大を図りたい農家（借り手）への農地の提供を円滑に行い、育成すべき農家等に農用地の利用集積を図るための事業です。

---

## 常総市環境基本計画

発 行 2018年3月

茨城県常総市

編 集 経済環境部 生活環境課

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

TEL 0297-23-2111

FAX 0297-38-4622

E-mail [kankyotaisaku@city.joso.lg.jp](mailto:kankyotaisaku@city.joso.lg.jp)

URL <http://www.city.joso.lg.jp>

---